

「福島県気候変動対策推進計画」計画案

令和8年1月9日
福島県環境共生課

目 次

第1章 本県を取り巻く現状と課題

- 1 気候変動の現状・将来予測
- 2 国内外のカーボンニュートラルをめぐる動き
- 3 本県の現状・課題

第2章 気候変動対策の推進に関する基本的事項

- 1 基本的事項
- 2 推進体制
- 3 計画の体系・ポイント

第3章 緩和策の推進に関する取組

- 1 温室効果ガスの排出抑制対策
- 2 温室効果ガスの吸収源対策

第4章 適応策の推進に関する取組

気候変動の影響への適応策

第5章 本県ならではの取組

カーボンニュートラル実現を後押しする本県の特色ある取組

第6章 事業者としての県の取組

ふくしまエコオフィス実践計画に基づく取組の推進

第7章 施策の実施・進捗管理

計画に基づく施策の実施・進捗管理

資料 数値等目標

今後作成

- 1 緩和策の推進に関する数値等の目標
- 2 適応策の推進に関する数値等の目標

第1章 本県を取り巻く現状と課題

2

1 気候変動の現状・将来予測

(1) 国内外の気候変動の現状・将来予測

◆ 温室効果ガス

太陽は日射によって地表を温めます。温められた地表は赤外線を放射し、大気を温めます。大気中に含まれる二酸化炭素(CO₂)などは、地表面から放射された赤外線を吸収し、地表に再放射することで、地球の表面温度を高める効果があります。この効果を「温室効果」と呼び、温室効果をもつ気体を「温室効果ガス」と呼びます。

現在、地球の平均気温は14°C前後ですが、もし、地球の大気に温室効果ガスが存在しなければ、地球の平均気温はマイナス19°C前後になると言われており、温室効果ガスは大気中になくてはならない存在です。

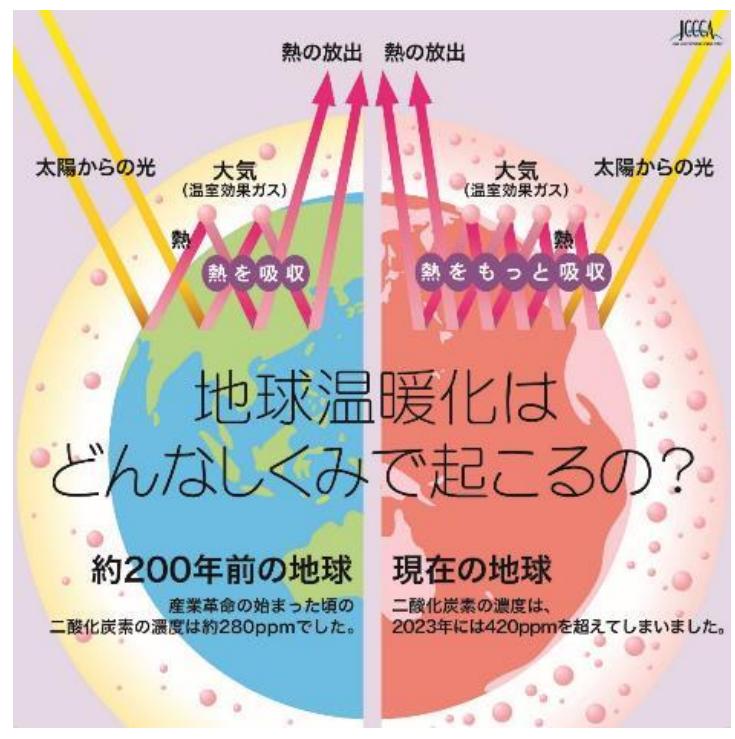
◆ 地球温暖化のメカニズム

産業革命以降、人間は化石燃料を大量に燃やして使用することで、大気中へ二酸化炭素を排出し、その濃度を急速に増加させました。これにより温室効果が強まり、地表面の温度が上昇しています。

産業革命以前、約280ppmであった大気中の二酸化炭素濃度は、2023年には420ppmに達しています。

また、二酸化炭素と同様にメタンや一酸化二窒素といった温室効果ガスも増加しています。

(※) ppmとは「parts per million (100万分の1)」の略称



地球温暖化のメカニズム

参考: 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ
(<https://www.jccca.org/>)

1 気候変動の現状・将来予測

(1) 国内外の気候変動の現状・将来予測

◆ 世界の平均気温の現状、将来予測

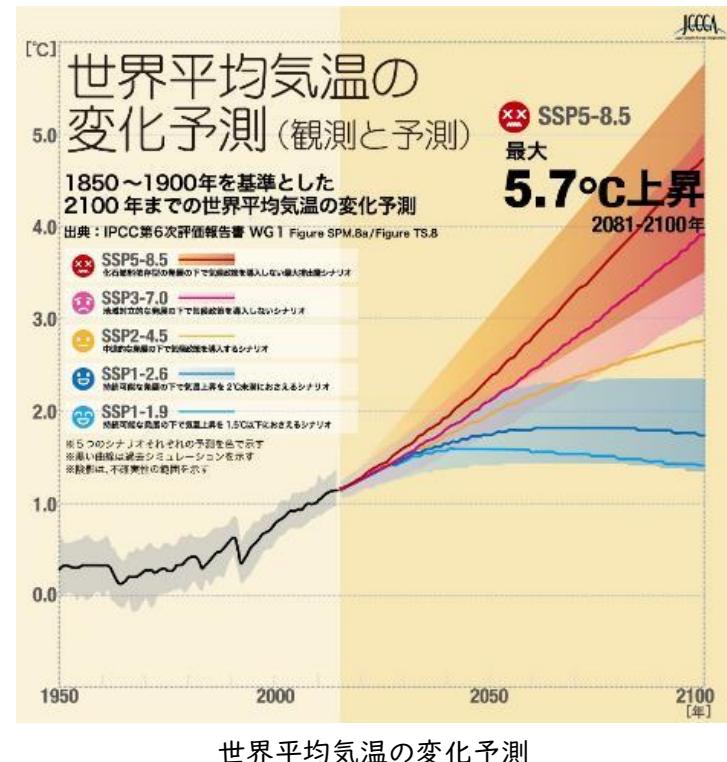
IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書第1次作業部会報告書(2021年8月)によると、世界平均気温は工業化以前と比較して、2001～2020年の20年間で約0.99°C、2011～2020年の10年間では約1.09°C上昇したと報告されています。

また、世界の平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されており、温室効果ガスの排出量が非常に高いシナリオにおいては、世界の平均気温は工業化前と比較して、今世紀末までに最大5.7°C上昇するとされています。

◆ 世界の気候変動による影響

報告書では、気温の上昇により、極端な降雨や河川氾濫と高潮が組み合わさった複合的な洪水、熱波や干ばつの発生、高温や乾燥、強風といった火災の発生しやすい気象など、複合的な自然災害の発生確率が高まっているとされています。

また、世界の平均海面水位は、1901～2018年の間に約0.20m上昇したほか、北極の海氷の大きさは、1979～1988年と比べて、2010～2019年では、最小となる9月において40%減少していることが報告されています。



参考:全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ (<https://www.jccca.org/>)

第1章 本県を取り巻く現状と課題

4

1 気候変動の現状・将来予測

(1) 国内外の気候変動の現状・将来予測

◆ 日本の平均気温の現状、将来予測

日本の年平均気温は、この100年では1.40°Cの割合で上昇しています。日最高気温30°C以上の真夏日、35°C以上の猛暑日及び日最低気温25°C以上の熱帯夜の日数も統計的に有意に増加しています。また、日降水量300mm以上の大雨の発生頻度は、統計期間の最初の10年間(1976～1985年)と比べ、最近10年間(2015～2024年)はおおむね2倍程度に増加しています。

また、今世紀末の日本の平均気温は1980～1999年の日本の平均気温と比べ、温室効果ガス排出が非常に多いシナリオ(RCP8.5)では約4.5°C上昇すると予測されています。

◆ 日本の気候変動による影響

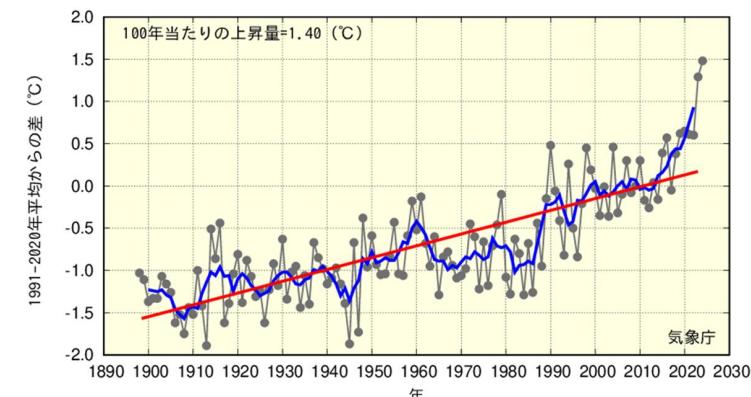
気候変動の影響として21世紀末に日本で予測されている影響として、気温では、日本の平均気温は上昇し、多くの地域で猛暑日や熱帯夜の日数が増加、冬日の日数が減少すると予測されています。また、降水量では、大雨や短時間の強い雨の発生頻度、雨の強度も大きくなると予測されています。一方で、雨の降る日数は減少すると予測されています。

さらに、強い台風の割合が増加し、台風に伴う雨と風は強まる予測されています。

参考:全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ (<https://www.jccca.org/>)

「日本の気候変動2025-大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-」(2025年3月、気象庁及び文部科学省)

第1章 本県を取り巻く現状と課題



日本の年平均気温偏差の経年変化(1898～2024年)

日本の年平均気温の将来予測(21世紀末)

	2°C上昇シナリオによる予測 パリ協定の2°C目標が達成された世界で生じ得る気候の状態	4°C上昇シナリオによる予測 追加的な緩和策を取らなかった世界で生じ得る気候の状態
年平均気温	約+1.4°C	約+4.5°C
猛暑日の年間日数	約+2.9日	約+17.5日
熱帯夜の年間日数	約+8.2日	約+38.0日
冬日の年間日数	約-16.6日	約-46.2日

5

1 気候変動の現状・将来予測

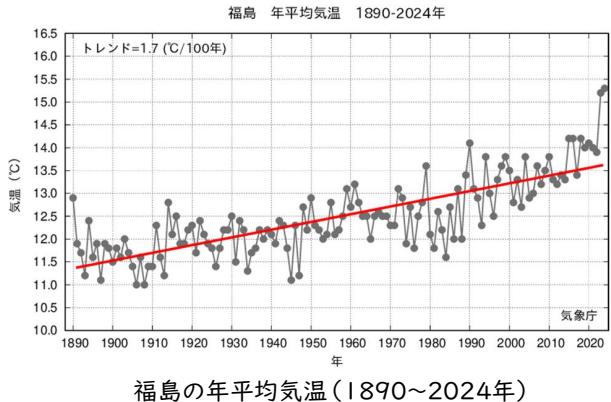
(2) 県内の気候変動の影響と予測

◆ 福島県の気候の現状、将来予測

<気温>

福島の年平均気温は100年当たり約1.7°Cの割合で上昇しています。温室効果ガス排出が非常に多いシナリオの場合、21世紀末頃は、20世紀末と比べて約4.6°C上昇すると予測されています。

また、21世紀末には年間の猛暑日日数が約15日（20世紀末は1日）に、年間の熱帯夜日数も約24日（20世紀末は0日）となることが予測されています。今後、温室効果ガス排出削減などの対策が進まなかった場合、熱中症を始めとする健康リスクの増大が懸念されます。

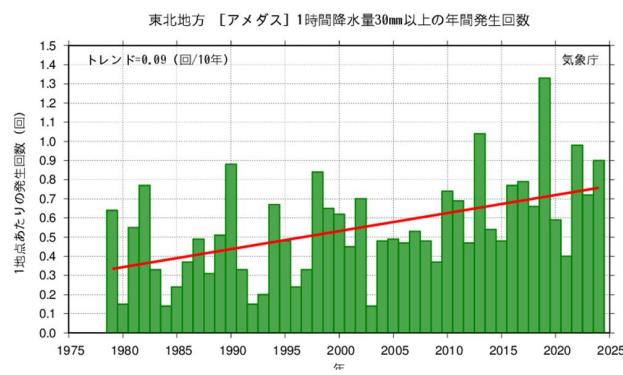


福島の年平均気温(1890~2024年)

<降雨>

福島の年降水量は長期的に減少傾向にある一方、1時間から数時間程度で発生する極端な大雨は全国的に増加しています。令和元年東日本台風による記録的な大雨についても、地球温暖化の影響が指摘されています。

東北地方では、1時間降水量30mm以上の極端な大雨の年間発生回数が統計的に有意に増加しており、今後、温室効果ガス排出削減などの対策が進まなかった場合、21世紀末には20世紀末と比べて、極端な大雨の発生回数は約3.1倍に増加すると予測されています。



東北地方の1時間降水量30mm以上の年間発生回数

参考: 「福島県の気候変動」(令和7年3月、福島地方気象台・仙台管区気象台)

仙台管区気象台HP「東北地方のこれまでの気候の変化(観測結果)」

6

第1章 本県を取り巻く現状と課題

1 気候変動の現状・将来予測

(3) 気候変動による影響

◆ 自然災害

近年、県内では極端な気象に伴う自然災害が相次いで発生しています。

令和元年東日本台風では、中通り地方を中心に県内各地で記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、広範囲にわたり甚大な被害を受けました。また、令和5年には浜通り地方で線状降水帯が発生し、短時間に強い雨が集中する事例が確認されています。一方、令和7年には会津地域を中心に記録的な豪雪となり、交通障害や住民生活、産業活動に大きな影響が生じました。



令和7年大雪に伴う雪崩の危険により通行止めとなった道路



令和5年台風13号による線状降水帯の被害

◆ 健康

気候変動に伴う気温上昇は、県民の健康にも影響を及ぼしており、令和5年には県内の熱中症による救急搬送者数が統計開始以降で最多となるなど、健康へのリスクが増大しています。

また、気温上昇は、ヒトスジシマカを代表とする蚊などの媒介生物の活動期間の長期化や分布域の拡大につながることが指摘されており、蚊が媒介する感染症の発生リスクが高まる可能性があるほか、マダニなどその他の媒介生物による感染症リスクについても注意が必要となっています。

◆ 農林水産業

気候変動は、県内の農林水産業にも具体的な影響を及ぼしています。

水稻では、令和5年に1等米比率が76.3%となるなど、高温期の登熟不良(白未熟粒等)の発生により、農業生産や収益に影響を及ぼすリスクが高まっています。果樹では、夏季の高温によりリンゴの日焼け被害が発生しているほか、モモでは開花や収穫時期が、以前より早まる傾向が見られています。このように、気候変動は農林水産物の安定生産や農業経営のリスクを高める要因となっています。

※写真(左)全国積雪寒冷地帯振興協議会「令和6年度大雪に対する緊急要望書」より

第1章 本県を取り巻く現状と課題

7

2 国内外のカーボンニュートラルをめぐる動き

(1) 世界の動向

1992年に、世界各国が協力して地球温暖化問題に対処することに合意した初めての国際的な約束である「国連気候変動枠組条約」が採択されました。その後、1997年には、先進国に温室効果ガス排出量の削減について、法的拘束力のある目標を定めた「京都議定書」が採択されました。

さらに、2015年には、新たな国際的枠組みとして「パリ協定」が採択され、「産業革命以前に比べて世界の平均気温上昇を2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力を追求すること」が共通目標として掲げられました。この協定では、21世紀後半には温室効果ガスの排出と吸収のバランスをとることを目指すとともに、先進国だけでなく途上国を含む全ての参加国・地域に排出削減の努力を求めており、気候変動対策における画期的な枠組みとなっています。

この目標を達成するため、各国は温室効果ガス排出削減目標(NDC:国が決定する貢献)を定め、様々な対策を進めながら、国際社会全体として、脱炭素社会の実現を目指す動きが広がっています。

写真又は図を追加予定

第1章 本県を取り巻く現状と課題

(2) 国内の動向

国では、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、温室効果ガス排出抑制に向けた国、地方公共団体、事業者及び国民の役割が明確化されるなど、気候変動対策が推進されてきました。

近年では、2020年に政府が「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、翌2021年には2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げました。現在は、2025年2月に改定された「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」の下、省エネ対策の徹底、再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)の導入拡大、新技術の活用等により、脱炭素化の取組が進められています。

地域における脱炭素化の促進に向けては、2021年に「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、脱炭素先行地域の選定や重点対策加速化事業を通じて、地方公共団体による先駆的かつ実効性の高い取組への支援が行われています。本県においても、会津若松市が脱炭素先行地域に選定されるなど、地域特性を活かした取組が進められています。

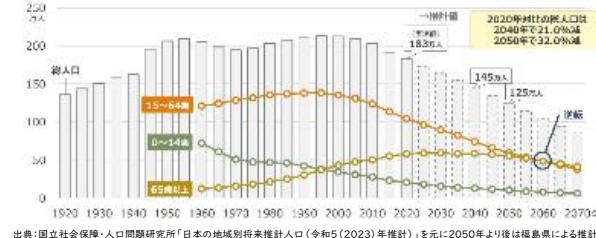
さらに、気候変動による影響を回避・軽減するための「適応策」については、2018年に施行した「気候変動適応法」に基づき、農林水産業、自然災害・沿岸域、健康など、7分野における取組が推進されています。

3 本県の現状・課題

(1) 本県の特徴

◆ 県の人口

県の人口は1998年の約214万人をピークに減少傾向が続いている。2025年10月1日時点では約172万人となり、人口の年齢構成も、年少人口の減少、老年人口の増加傾向が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現状のまま推移した場合、県の人口は2040年に約145万人になると推計されています。世帯数は、2025年10月1日時点では約75万3千世帯となっています。



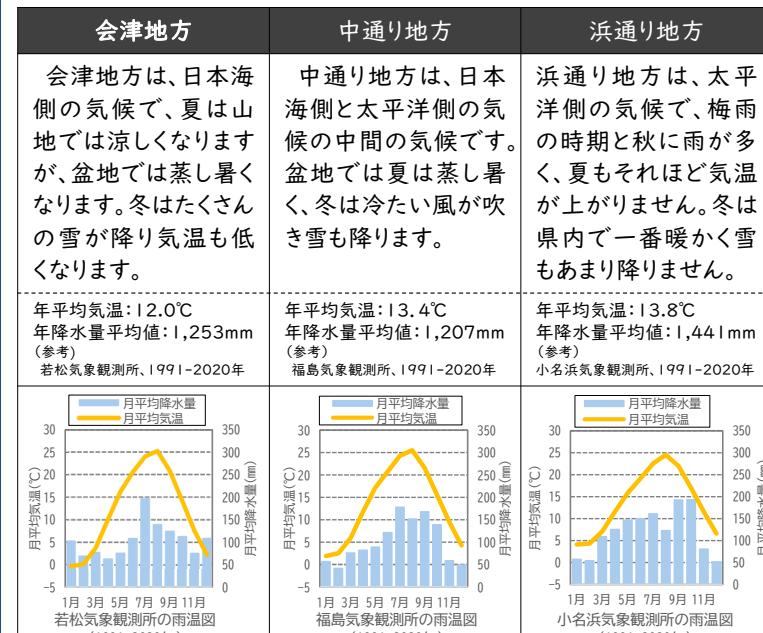
◆ 産業・経済の状況

県内の2023年の民営事業所数は、87,744事業所、従業員数は802,365人であり、2018年に比べ減少しています。また、産業別就業者構成(2020年度)では、第1次産業(農林水産業)が6.2%、第2次産業(製造業等)が29.6%、第3次産業(サービス業等)が64.2%を占めています。さらに、2022年度の製造品出荷額等は、5兆4,610億円で、前年度に比べて3,199億円(6.2%)増加しています。

第1章 本県を取り巻く現状と課題

◆ 県の気候特性

県は、東北地方の最南端に位置し、県面積は13,784km²で北海道、岩手県に次いで全国第3位の広さを有しています。県は、中央部の奥羽山脈と東部の阿武隈高地の2つの山系の存在により、会津地方・中通り地方・浜通り地方の3地方に大別され、各地方で異なる気候特性があります。



出典:気象庁「若松(福島県)平年値(年・月ごとの値)」、「福島(福島県)平年値(年・月ごとの値)」、「小名浜(福島県)平年値(年・月ごとの値)」を元に福島県作成

3 本県の現状・課題

(2) 温室効果ガス排出量

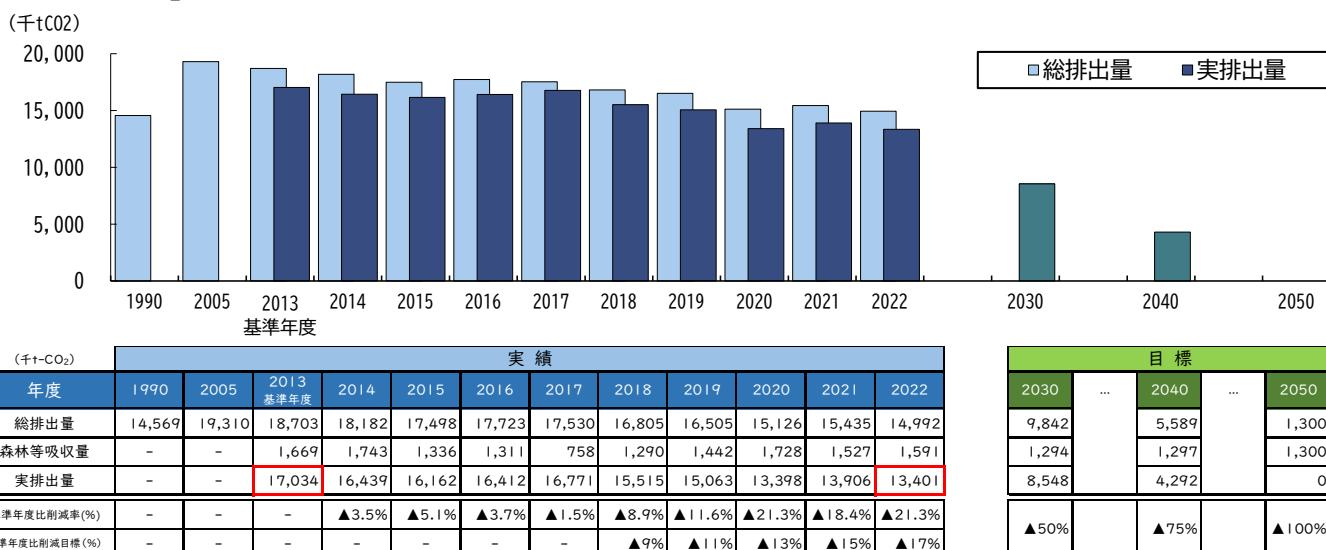
◆ 県内の温室効果ガス排出量の現状

本県の2022年度における温室効果ガス総排出量は二酸化炭素換算で14,992千t-CO₂であり、森林等吸収量1,591千t-CO₂を差し引いた温室効果ガス実排出量(以下「実排出量」という。)は13,401千t-CO₂となりました。

これは、基準年度(2013年度)の実排出量17,034千t-CO₂と比較して21.3%減少、前年度(2021年度)の実排出量13,906千t-CO₂と比較して3.6%減少しました。

この主な要因は、省エネの推進や再エネ導入等によるエネルギー使用量の減少、電気使用に係る二酸化炭素排出係数の減少などが挙げられます。

県内の温室効果ガス実排出量は減少傾向にありますが、県の目標では、基準年度比で2030年度は50%減少、2040年度は75%減少、2050年度は100%減少としており、目標達成に向けては更なる排出量の削減が必要です。



県内の温室効果ガス排出量の経年変化と目標

第1章 本県を取り巻く現状と課題

10

3 本県の現状・課題

(2) 温室効果ガス排出量

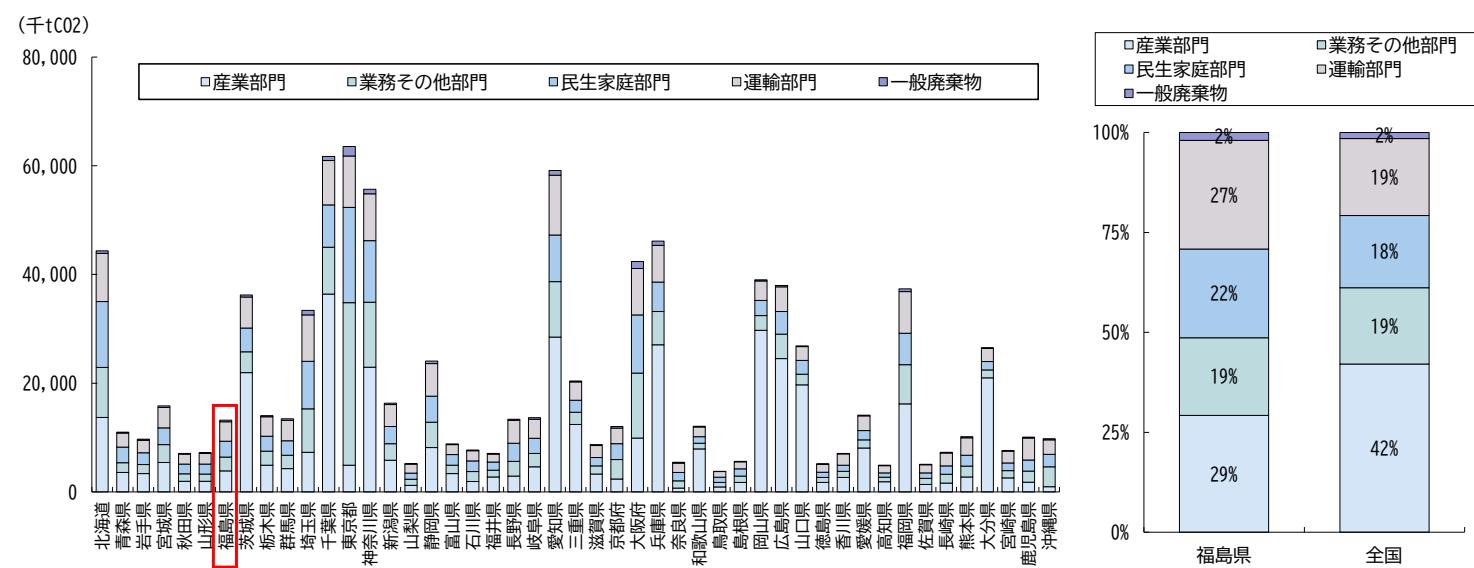
◆ 県内の温室効果ガス排出量の特徴

国が公表している、2022年度の部門別二酸化炭素排出量の現況推計値によれば、本県の排出量は全国で多い順から数えて24番目に位置しています。

また、本県の排出量の割合は、各部門で平均的に排出されている点が特徴となっており、全国との比較では運輸部門と民生家庭部門の割合が多い傾向にあります。

これは県の特徴として、県土が広く、生活圏も広域にわたるため、自動車利用が中心となっていること、また、家庭では寒冷期の暖房を中心に灯油の利用が多くみられ、灯油由來の排出量が相対的に高いことが要因として挙げられます。

このように、県では特定の部門ではなく、全体として温室効果ガスの排出量を減らす取組を進める必要があります。



都道府県別の2022年度の部門別二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量の部門別内訳

第1章 本県を取り巻く現状と課題

11

※国が毎年度公表している数字をベースに作成しているため、県の公表値とは異なる

3 本県の現状・課題

(2) 温室効果ガス排出量

◆ 部門別等の温室効果ガス排出量

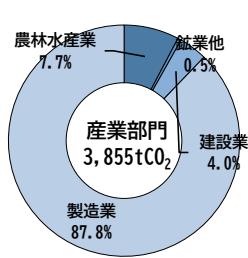
【産業部門】

県の2022年度の産業部門の二酸化炭素排出量は3,855千t-CO₂で、基準年度(2013年度)の5,666千t-CO₂と比較して32.0%減少、前年度(2021年度)の4,356千t-CO₂と比較して11.5%減少しました。

製造業を中心として、設備の省エネ化や再エネの導入により、近年、二酸化炭素排出量は減少傾向となっています。



産業部門の二酸化炭素排出量の推移



産業部門の二酸化炭素排出量の内訳

第1章 本県を取り巻く現状と課題

【運輸部門】

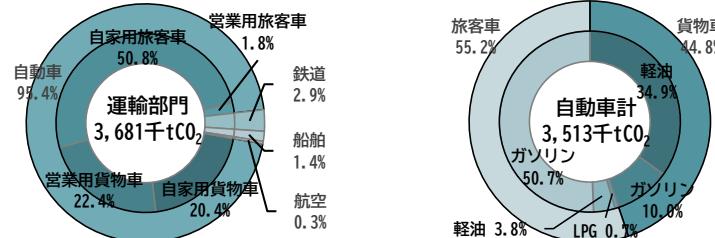
【運輸部門】

県の2022年度の運輸部門の二酸化炭素排出量は3,681千t-CO₂であり、基準年度(2013年度)の4,237千t-CO₂と比較して13.1%減少、前年度(2021年度)の3,706千t-CO₂と比較して0.7%減少しました。

エコドライブの実践や乗用車のEVを始めとする次世代自動車保有台数の増加により、近年、二酸化炭素排出量は減少傾向となっています。



運輸部門の二酸化炭素排出量の推移



運輸部門の二酸化炭素排出量の内訳

12

3 本県の現状・課題

(2) 温室効果ガス排出量

◆ 部門別等の温室効果ガス排出量

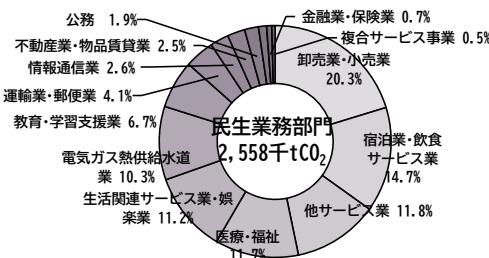
【民生業務部門】

県の2022年度の民生業務部門の二酸化炭素排出量は2,558千t-CO₂であり、基準年度(2013年度)の3,382千t-CO₂と比較して24.4%減少、前年度(2021年度)の2,556千t-CO₂と比較してほぼ横ばいとなっています。

省エネ化や再エネの導入等により二酸化炭素排出量は基準年度から減少していますが、近年はほぼ横ばいとなっています。



民生業務部門の二酸化炭素排出量の推移



民生業務部門の二酸化炭素排出量の内訳

第1章 本県を取り巻く現状と課題

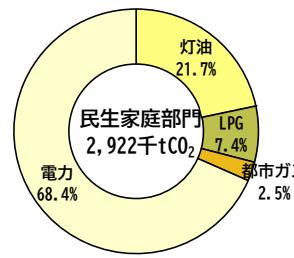
【民生家庭部門】

県の2022年度の民生家庭部門の二酸化炭素排出量は2,922千t-CO₂であり、基準年度(2013年度)の3,537千t-CO₂と比較して17.4%減少、前年度(2021年度)の2,886千t-CO₂と比較して1.2%増加しました。

省エネ化や再エネの導入等により二酸化炭素排出量は基準年度からは減少していますが、近年はやや増加傾向となっています。



民生家庭部門の二酸化炭素排出量の推移



民生家庭部門の二酸化炭素排出量の内訳

13

3 本県の現状・課題

(2) 温室効果ガス排出量

◆ 部門別等の温室効果ガス排出量

【廃棄物部門】

県の2022年度の廃棄物部門の二酸化炭素排出量は480千t-CO₂であり、基準年度(2013年度)の597千t-CO₂と比較して19.6%減少、前年度(2021年度)の560千t-CO₂と比較して14.3%減少しました。

二酸化炭素排出量の削減には、廃棄物の排出抑制が重要であり、本県の1人1日当たりのごみ排出量は年々減少傾向にあります。



廃棄物部門の二酸化炭素排出量の推移



廃棄物部門の二酸化炭素排出量の内訳

第1章 本県を取り巻く現状と課題

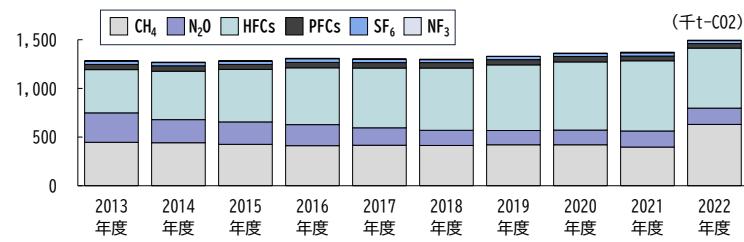
【その他温室効果ガス】

県の2022年度のその他温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)は1,496千t-CO₂であり、基準年度(2013年度)の1,285千t-CO₂と比較して16.4%増加、前年度(2021年度)の1,371千t-CO₂と比較して9.1%増加しました。

その他温室効果ガスは、基準年度から増加しており、このうち、メタン(CH₄)やハイドロフルオロカーボン(HFCs)の排出割合が高くなっています。



その他温室効果ガスの排出量の推移(二酸化炭素換算)



その他温室効果ガスの排出量の内訳(二酸化炭素換算)

CH₄：メタン、N₂O：一酸化二窒素、HFCs：ハイドロフルオロカーボン類、PFCs：パーフルオロカーボン類、SF₆：六フッ化硫黄、NF₃：三フッ化窒素

3 本県の現状・課題

(3) 県内のカーボンニュートラルをめぐる動き・課題

県では、1999年3月に地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画として、「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定し、2006年3月に「福島県地球温暖化対策推進計画」に改定して以降、社会情勢の変化等を踏まえ見直しを重ねながら、地球温暖化対策を推進しています。

近年では、2021年2月に「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言し、同年12月には「福島県地球温暖化対策推進計画」を改定するとともに、2022年5月には「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」を策定しました。

2023年3月には全府的な体制として「福島県カーボンニュートラル推進本部」、また同年6月にはオール福島による推進体制として「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を設立し、実現会議には現在、219団体及び5名の学識経験者が参画しています。さらに、2024年10月には、県民や事業者等の理解と共感を得ながら気候変動対策を推進するため、「福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例」を制定しました。

地域脱炭素化に向けた取組においては、2023年4月に環境省の「脱炭素先行地域」に会津若松市が選定されたほか、「重点対策加速化事業」においても、県を始め、喜多方市、南相馬市、浪江町、広野町が採択され、地域特性に応じた対策が進められています。

第1章 本県を取り巻く現状と課題

加えて、気候変動による影響に備える「適応策」においては、2021年12月に気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として、「福島県地球温暖化対策推進計画」を位置付けるとともに、2023年4月には同法に基づく地域気候変動適応センターとして、「福島県気候変動適応センター」を設置し、取組を進めています。

一方で、気候変動による自然災害の激甚化や農林水産業への影響、県民の健康リスクの増大など、その影響は危機として県民の生活に迫っています。このため、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、東日本大震災及び原子力災害からの復興を進める本県ならではの経験や地域特性を活かしつつ、県民、事業者、市町村等の多様な主体との連携の下、気候変動対策を総合的かつ計画的に一層推進していく必要があります。

さらに、**再エネの導入**に向けては、法令等の遵守や地元の理解、安全等への配慮が必要であり、地域と共生した**再エネの導入**を推進していくことが必要です。

なお、自然の恵みの持続的な享受と気候変動緩和策の両立を図るため、適正な環境配慮が確保され、生物多様性の保全に資するよう、環境影響評価制度の適切な推進も必要です。

第2章 気候変動対策の推進に関する基本的事項

16

1 計画の基本的事項

(1) 基本目標

福島県2050年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進

東日本大震災と原子力災害を経験した本県は「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を福島県復興ビジョンの基本理念としています。また、県の最上位計画である「福島県総合計画」においても、地球温暖化対策は横断的な施策に位置付けられています。

こうした県の方針を踏まえ、本計画では省エネルギー対策の徹底や再エネ等の活用などの温室効果ガスの排出削減に向けた「緩和策」と、熱中症対策を始めとした気候変動による影響を回避・低減する「適応策」を両輪として、オール福島で福島県2050年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策に取り組みます。

緩和策（温室効果ガス排出量を減らす取組）

省エネルギー対策の徹底

- ・企業等の脱炭素化の推進
- ・住宅の脱炭素化の推進
- ・学生との連携による気候変動対策の推進 等

再生可能エネルギー等の最大限の活用

- ・再エネの導入拡大
- ・水素社会の実現
- ・再エネ・水素関連産業の育成・集積 等

二酸化炭素吸収源対策

- ・適正な森林整備等
- ・林業従事者の育成、木材の販路拡大
- ・カーボン・オフセットの推進 等

適応策（気候変動による影響に備える取組）

適応7分野における気候変動適応策の推進

- | | | | |
|-----------|----------|------------|----------|
| ・自然災害・沿岸域 | ・健康 | ・農林水産業 | ・水環境・水資源 |
| ・自然生態系 | ・経済・産業活動 | ・国民生活・都市生活 | |

1 計画の基本的事項

(2) 計画の法令等上の位置付け

- ◇ 「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」第21条に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)
- ◇ 「気候変動適応法(平成30年法律第50号)」第12条に基づく地域気候変動適応計画
- ◇ 「福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例(令和6年福島県条例第74号)」第8条に基づく気候変動対策推進計画



(3) 計画期間

本計画の対象期間は、2026年度を初年度とし、2030年度を目標年度とする5か年計画とします。

(4) 計画の対象

◆ 対象地域

県内全域

◆ 対象の温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)

第2章 気候変動対策の推進に関する基本的事項

18

1 計画の基本的事項

温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途・排出源
CO ₂ 二酸化炭素	1	<ul style="list-style-type: none">○ 炭素の酸化物であり、常温で気体。固体になったものはドライアイスと呼ばれる。気体は水に可溶で、水溶液は弱酸性を呈する○ 代表的な温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none">○ 石油・石炭・天然ガス等の化石燃料の燃焼などにより発生
その他温室効果ガス(その他ガス)			
CH ₄ メタン	28	<ul style="list-style-type: none">○ 天然ガスの主成分で、常温で気体。可燃性がある	<ul style="list-style-type: none">○ 稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立などにより発生
N ₂ O 一酸化二窒素	265	<ul style="list-style-type: none">○ 数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物のような害はない	<ul style="list-style-type: none">○ 燃料の燃焼、田畠への施肥、工業プロセスなどにより発生
HFCs ハイドロフルオロカーボン類	数100～ 10,000程度	<ul style="list-style-type: none">○ 水素、炭素及びフッ素から構成されるフロン。オゾン層は破壊しないが、強力な温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none">○ スプレー、エアコンや冷蔵庫等の冷媒に使用されるほか、化学物質の製造プロセスなどにより発生
PFCs パーフルオロカーボン類	数1,000～ 10,000程度	<ul style="list-style-type: none">○ 炭素とフッ素から構成されるフロン。強力な温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none">○ 半導体の製造工程などにより発生
SF ₆ 六フッ化硫黄	23,500	<ul style="list-style-type: none">○ 硫黄とフッ素から構成されるガス。強力な温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none">○ 電気の絶縁体等に使用される
NF ₃ 三フッ化窒素	16,100	<ul style="list-style-type: none">○ 窒素とフッ素から構成されるガス。強力な温室効果があるため、平成27年度から算定対象に追加された	<ul style="list-style-type: none">○ 半導体の製造工程などで使用される

地球温暖化係数は、二酸化炭素を基準として、どれだけ温暖化する能力があるかを示す値で、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第4条に基づき定められています。上記は令和6年4月の施行時の値です。

第2章 気候変動対策の推進に関する基本的事項

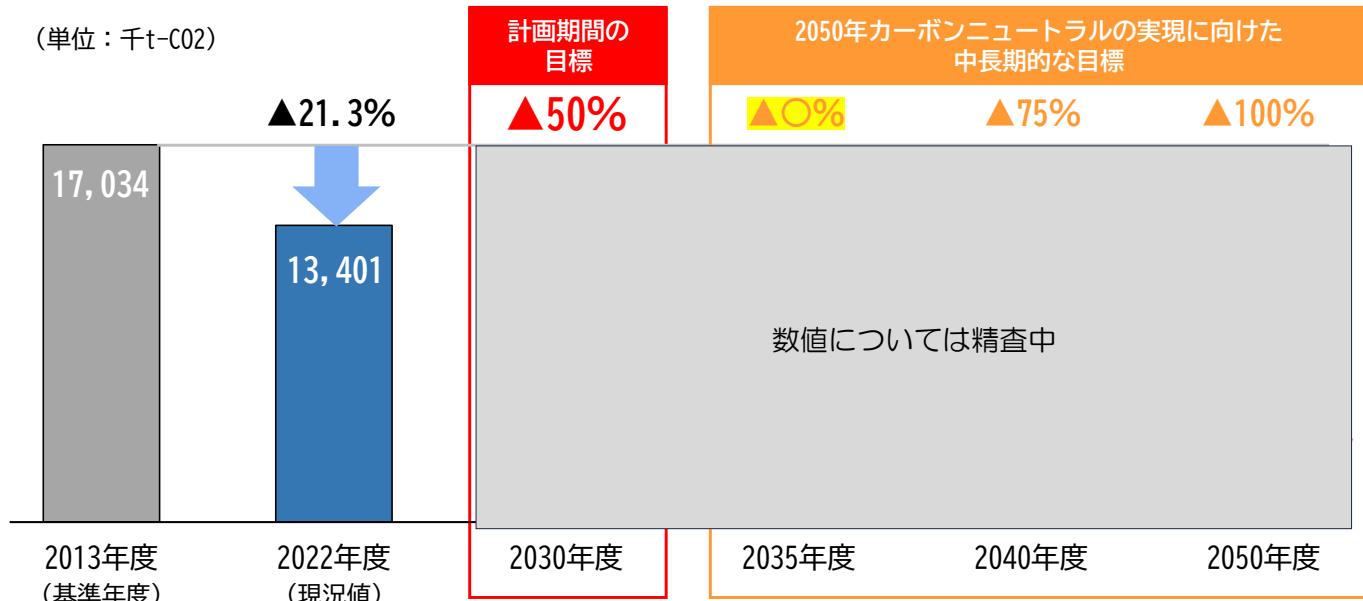
19

1 計画の基本的事項

(5) 温室効果ガスの削減目標

本計画における終期年度となる2030年度の削減目標は、基準年度（2013年度）比で50%削減とします。これは、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、国の削減目標（基準年度比で46%削減）を踏まえ、それに上積みして設定した、前計画の目標を引き継ぐこととします。なお目標は、総排出量から森林等による二酸化炭素の吸収量を差し引いた実排出量とします。

また、2050年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す、カーボンニュートラルの実現に向けては、2035年度は基準年度比で〇%削減、2040年度は基準年度比で75%削減することを目標とします。

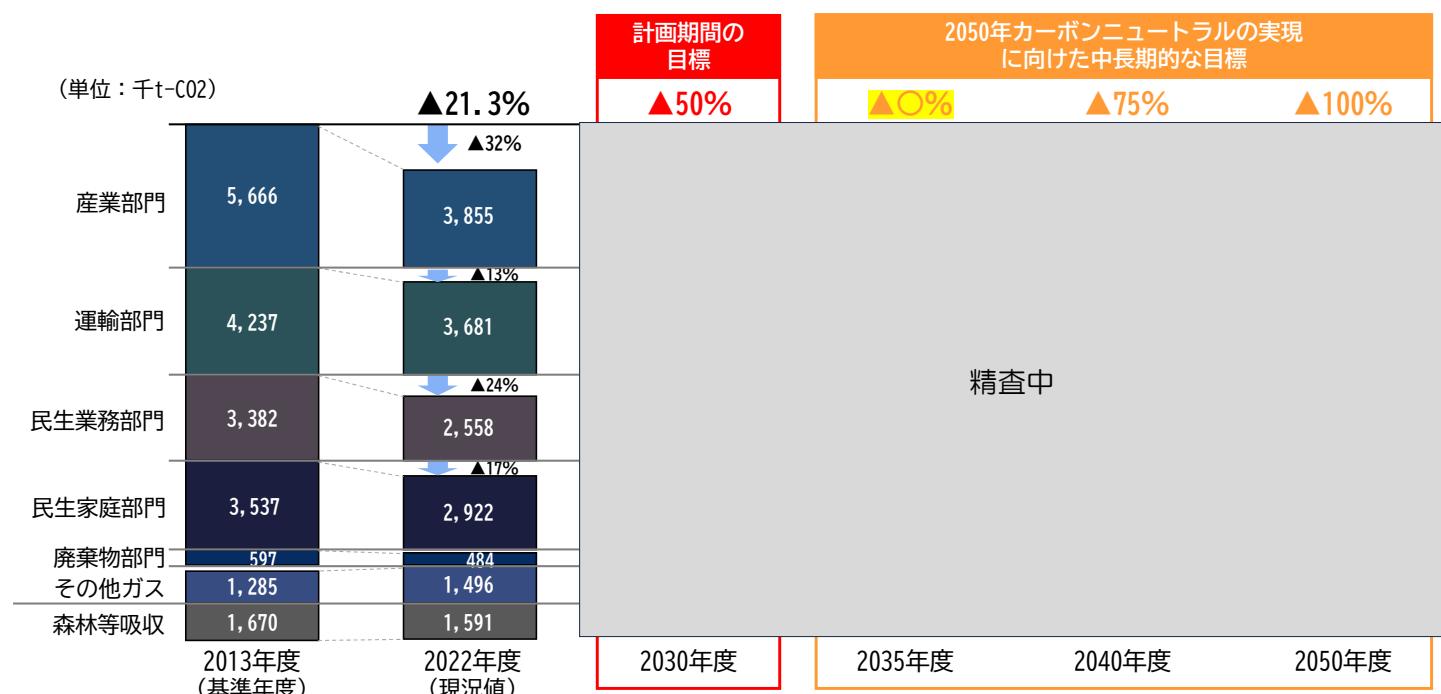


第2章 気候変動対策の推進に関する基本的事項

20

1 計画の基本的事項

(6) 部門別の削減目標



2030年度までに目指す姿（主なもの）

産業部門	運輸部門	民生業務部門	民生家庭部門	廃棄物部門
------	------	--------	--------	-------

精査中

※上記は主なものであり、その他、再エネの導入などにより温室効果ガス排出量の削減を目指す

第2章 気候変動対策の推進に関する基本的事項

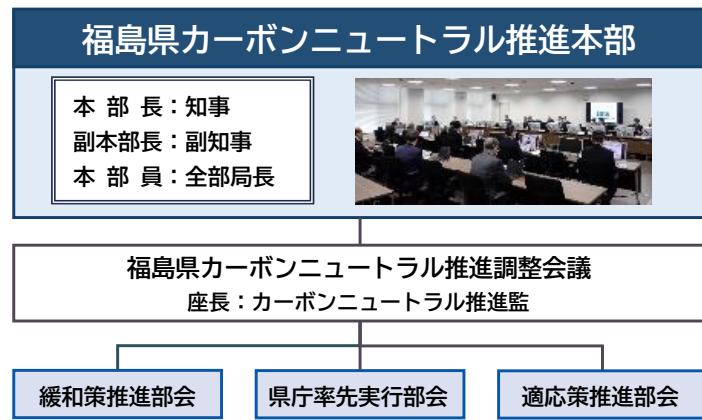
21

2 計画の推進体制

(1) 福島県カーボンニュートラル推進本部

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、関係部局の長で構成される全庁的な推進体制として、「福島県カーボンニュートラル推進本部」を設置し、温室効果ガス排出削減に向けた「緩和策」と、気候変動の影響による被害の回避・軽減を図る「適応策」を総合的かつ横断的に推進します。

推進本部を通して、福島県気候変動対策推進計画やふくしまエコオフィス実践計画など、県が推進する主要な気候変動対策に関する計画の決定及び進行管理を行うとともに、カーボンニュートラルの推進に係る重要事項について方針決定を行い、部局間の連携を図りながら、施策の方向性や優先順位を明確化し、実効性の高い取組を推進します。



第2章 気候変動対策の推進に関する基本的事項

<福島県カーボンニュートラル推進調整会議>

推進本部の運営を円滑に行うため、推進本部の下に、関係部局等の主要な課で構成されるカーボンニュートラル推進調整会議を設置し、部局横断的な調整や具体的な施策の検討、進捗管理等を行います。

調整会議は、各部局等のカーボンニュートラルの実現に向けた施策の橋渡し役として、他の取組との整合性の確保や課題の整理を行い、全庁一体となった取組を推進します。

<部会(緩和策推進・適応策推進・県庁率先実行)>

さらに、部局横断での具体的な取組を検討・推進するため、推進本部の下に3つの部会を設置し、カーボンニュートラルの実現に向けた重要事項に関する取組の具体化を図ります。

各部会の取組結果は、調整会議を通じて推進本部に報告します。

◆ 緩和策推進部会

温室効果ガス排出削減に向けた施策の検討・推進

◆ 適応策推進部会

気候変動の影響による被害の回避・軽減に向けた施策の検討・推進

◆ 県庁率先実行部会

県自らが一事業者として率先して取り組む脱炭素化対策の検討・推進

22

2 計画の推進体制

(2) ふくしまカーボンニュートラル実現会議

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を設置し、県民、民間団体、事業者、行政等がオール福島で連携した取組を推進します。

実現会議は、地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に基づく「地球温暖化対策地域協議会」として、県内の多様な主体の参画(2025年12月時点: 219団体、5名の学識経験者)の下、総会や企画委員会における気候変動対策に関する取組状況の共有や意見交換を通じ、オール福島でのカーボンニュートラルの実現に向けた各主体の相互連携や共通理解の促進を図るとともに、自主的かつ実践的な取組の推進を図ります。



<市町村部会>

実現会議の下に、県と市町村の気候変動対策担当部局で構成される「市町村部会」を設置し、本計画の目標達成に向け、各市町村の実効的かつ計画的な地域ぐるみでの気候変動対策を推進します。

市町村部会では、国や県の取組や県内外の先進事例の共有、関係機関との意見交換等を通じて、各地域の実情や課題に応じた取組の推進を図ります。

<福島県地域脱炭素推進コンソーシアム>

実現会議の下に、金融機関、経済団体、行政、その他関係機関で構成される「福島県地域脱炭素推進コンソーシアム」を設置し、各主体がそれぞれの強みや知見を持ち寄り、県内企業の脱炭素化を後押しする取組を推進します。

コンソーシアムでは、構成機関の取組の情報共有や、県内企業の実情を踏まえた支援策の検討を行うとともに、脱炭素経営に向けた機運醸成や計画の策定・実行を構成機関が連携して支援することで取組の推進を図ります。



第2章 気候変動対策の推進に関する基本的事項

23

2 計画の推進体制

(3) 各主体の役割

◆ 県民に期待される役割

① 身近な暮らしから脱炭素につながる取組を始めましょう	節電・節水、エコドライブや公共交通機関の利用、廃棄物の排出削減やリサイクルなど、日常生活の中で実践できる取組のほか、省エネ・再エネ設備や電動車、ZEHの導入にも取り組みましょう。
② 気候変動問題を自分事として理解を深めましょう	エシカル消費（食品ロス削減、廃棄物削減等）を意識した行動を心がけるとともに、環境学習や環境保全活動への参加を通じて、気候変動対策への関心と理解を深めましょう。
③ 地域や行政の取組に参加・協力しましょう	県や市町村が進める気候変動対策に協力するとともに、熱中症対策や自然災害に備えた防災対策の実践など、地域全体での取組に主体的に参画しましょう。

◆ 事業者に期待される役割

① 事業活動における脱炭素化を計画的に進めましょう	事業者の事業活動の内容を踏まえ、脱炭素に向けた計画を策定し、省エネ・再エネ設備の導入、電動車やZEBの導入、水素の積極的な利用など、温室効果ガス排出削減の取組を計画的に進めましょう。
② 企業活動を見直し、脱炭素化に取り組みましょう	リモートワーク等の働き方の転換やエコドライブの実践、社内研修に加え、CSRの観点からの率先した取組やカーボン・オフセットの活用などを通じて、企業として脱炭素社会の実現を進めましょう。
③ 地域脱炭素の推進に貢献しましょう	県や市町村が実施する気候変動対策に協力するとともに、災害時のBCP（事業継続計画）の策定・実施なども含め、地域と連携しながら地域脱炭素の取組に積極的に貢献しましょう。

2 計画の推進体制

(3) 各主体の役割

◆ 民間団体に期待される役割

① 率先した取組を通じて、地域の脱炭素行動を広げましょう	環境活動や気候変動対策を自ら実践するとともに、県民に対する普及啓発や地球温暖化対策活動の支援、情報収集・発信などを通じて、地域における取組の裾野を広げましょう。
② 多様な主体をつなぎ、地域全体の取組を支えましょう	県、市町村、事業者、その他団体等とのネットワークを活かし、主体間の橋渡し役として連携・協働を促進し、地域に根ざした気候変動対策の推進に貢献しましょう。

◆ 市町村に期待される役割

① 地域特性を踏まえた計画的な対策を推進します	地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定・推進するとともに、地域住民や事業者への普及啓発、活動支援、情報発信を通じて、地域全体での脱炭素化を主体的に進める必要があります。
② 一事業者として率先した脱炭素行動を実行します	地方公共団体実行計画（事務事業編）の下、公共施設における省エネ・再エネ導入など、自らの事務事業において気候変動対策を率先して実行し、地域のモデルとなる取組を進める必要があります。
③ 地域の安全・安心を支える適応策を進めます	気候変動の影響を踏まえ、地域住民を対象とした避難訓練の実施や熱中症対策の推進など、防災・減災や健康被害防止に向けた取組を進める必要があります。

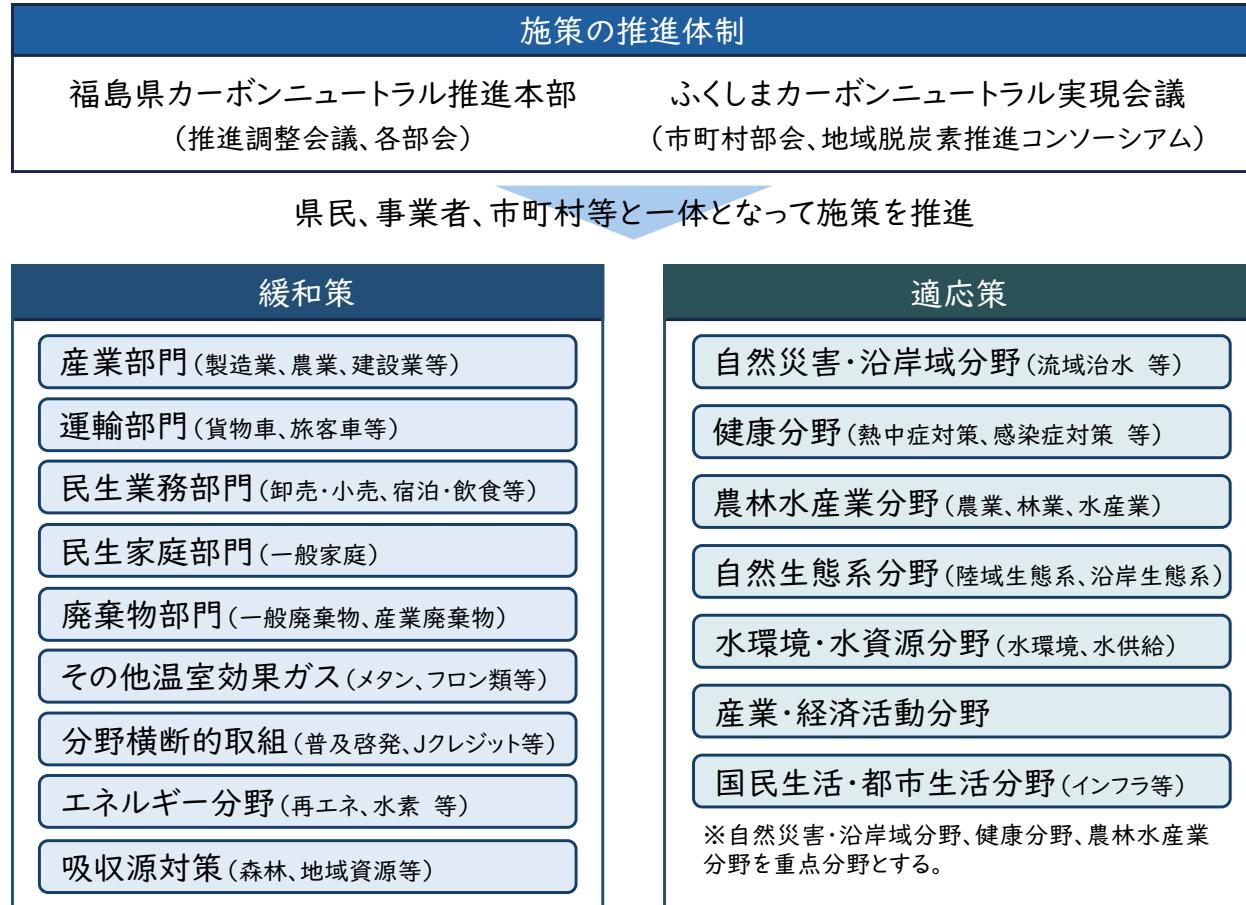
◆ 県の役割

① あらゆる主体と連携し、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進します

② 一事業者として率先した気候変動対策を推進します

3 計画の体系・ポイント

(1) 計画の体系

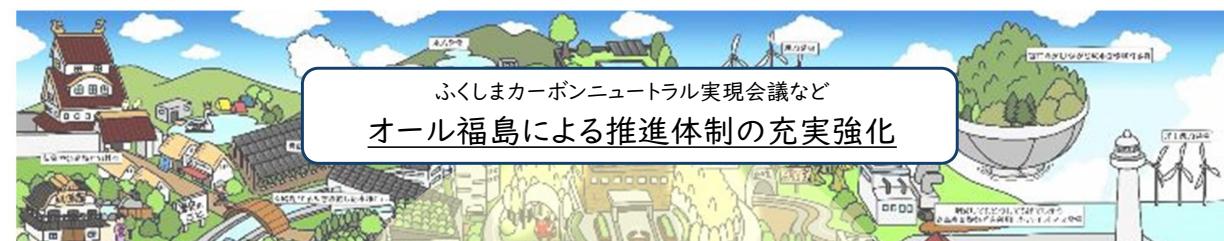


第2章 気候変動対策の推進に関する基本的事項

26

3 計画の体系・ポイント

(2) 計画のポイント



金融機関等と連携した脱炭素モデル創出や建物のZEB化等
県内企業の脱炭素化の推進

国や国際機関の連携の下、将来の主役となる
若者世代と連携した情報発信の強化



県民の脱炭素型ライフスタイル転換や住宅の省エネ化等
家庭の脱炭素化の推進

地産地消の再エネ設備の導入等
再生可能エネルギー等の最大限の活用



適正な森林整備や林業担い手の確保・育成等
森林吸収源対策の推進

自然災害、健康、農林水産物の3分野を中心とした
適応策の推進



背景の図は、2024年度に福島大学の学生が、2050年カーボンニュートラルを実現した福島県の将来像をイメージして制作したものです。

(イラスト:母心 関あつし)

第2章 気候変動対策の推進に関する基本的事項

27

3 計画の体系・ポイント

(3) 若者・女性、事業者の視点

カーボンニュートラルの実現に向けては、あらゆる主体が気候変動問題を自分事として捉え、オール福島による気候変動対策が極めて重要であることから、今回、関係機関はもとより、若者や女性、事業者からも意見を伺いました。こうした意見を踏まえながら、本計画を推進します。

◆ 事業者の視点

【緩和策（温室効果ガスの排出削減）】

省エネ・再エネ設備の導入や特殊車両のEV化のほか、二酸化炭素吸収源としての森林整備の推進

<省エネ>

- ・EV導入促進（特に特殊車両の普及、メーカーとの連携）
- ・県有施設を始めとする省エネ設備の率先導入（特に排出量が多い建設や運輸部門に対する省エネ対策の強化）等

<再エネ>

- ・太陽光や水素だけでなく、水力や地熱、バイオマスなど、多様な再エネ資源の積極的な活用
- ・自治体施設を始めとする再エネの導入拡大 等

<森林・吸収源対策>

- ・民有林の整備停滞や所有者不明などの課題に対応した森林整備を通じたCO₂吸収力の向上 等

【適応策（気候変動の回避・低減）】

熱中症対策や水害・雪害などの自然災害に対する適応策の推進

- ・熱中症や雪害などの自然災害に対する適応策の推進（予防と発症・重症化防止）
- ・森林の多面的機能発揮や地域防災（例：流木による水害防止）の推進

第2章 気候変動対策の推進に関する基本的事項

【その他】

地域全体の機運醸成に向けた普及啓発活動の充実や専門家の活用の推進、SDGsや気候変動に関する県民や若者向けの意識啓発活動の充実



令和5年度から令和7年度の「ふくしまゼロカーボンアワード（事業所版）」の受賞事業所の皆さんから意見を伺いました。

※令和5年度はふくしまゼロカーボン宣言事業（事業所版）として実施

28

3 計画の体系・ポイント

(3) 若者・女性、事業者の視点

◆ 若者や女性の視点

【身近な行動】

日常生活での省エネや再エネの活用、リユース・リサイクル、公共交通の利用、熱中症対策、ボランティア参加など

- ・エアコンや車の使い方の工夫
- ・公共交通機関の利用、自転車や電気自動車の活用
- ・リユース・リサイクル、地産地消の心がけ
- ・環境ボランティアへの参加
- ・暑さ対策（冷却グッズの活用など）
- ・防災意識、ハザードマップ確認 等

【脱炭素社会の実現に向けて】

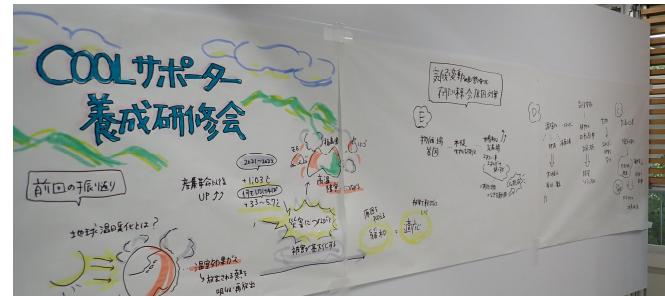
省エネや再エネ促進、電気自動車、脱炭素型ライフスタイルの普及促進、その取組を支える支援制度や情報発信、暑さに強い農作物の開発など

- ・LED照明の利用
- ・太陽光や水力発電などの再エネ促進
- ・電気自動車の普及促進、水素エネルギーの活用
- ・シェアサイクルや公共交通の利便性向上
- ・マイバック・マイボトルの活用やフードドライブの普及
- ・普及に向けた支援策や情報発信の充実
- ・農作物の品種改良で暑さに強く 等

【その他】

カーボンニュートラルの理解が難しく、何から取り組めばよいか分かりにくい

第2章 気候変動対策の推進に関する基本的事項



令和7年度COOLサポーターの皆さんや市民団体の皆さんから意見を伺いました。

29

3 計画の体系・ポイント

(4) 2050年カーボンニュートラルを実現した福島県の将来像

2050年カーボンニュートラルの実現は、持続可能な社会を構築し、将来の主役となる若者世代に良好な環境を引き継いでいくために不可欠です。ここでは、若者世代が描く将来への思いも踏まえた、カーボンニュートラルが実現した福島の将来像を示します。

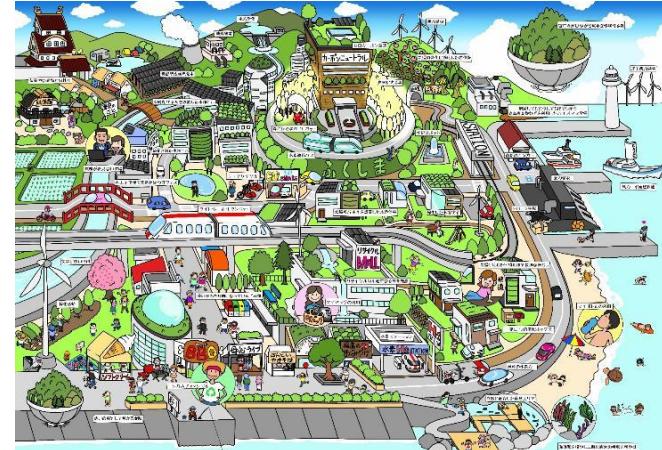
◆福島県の将来像（学生の思い）

【緩和策】

- ・再エネで全ての事業をまかなくオフィス
- ・笑顔のあふれる職場
- ・移動・運送における脱炭素化
- ・再配達が削減された社会
- ・快適な暮らしができる福島県
- ・あらゆる建築物が木造化・木質化
- ・エシカルファッションを日常で着用
- ・マイバッグ、マイボトルを利用
- ・リサイクルが進んでいる社会
- ・食品廃棄物等を活用した発電
- ・夜になると自ら光を放つ森林
- ・宙に浮かびながら炭素を吸収する森林
- ・整備された森林にいるロボット赤べこ

【適応策】

- ・暑い日でも健康に運動やショッピングを楽しむことができる
- ・空気の澄んだ福島県
- ・堤防などの治水設備を起点として多くの人にぎわう風景
- ・洪水等の災害による被害を最小限に抑えられる未来
- ・気候変動に適応した様々な農作物が採れる福島県
- ・海洋エネルギーを使う未来
- ・海からの二酸化炭素排出抑制



2024年度福島県事業において、福島大学の学生が2050年カーボンニュートラルを実現した福島県の将来像やそれに込めた思い、必要な取組などについて話し合い、その結果を動画やイラストにまとめています。

第3章 緩和策の推進に関する取組

1 温室効果ガスの排出抑制対策

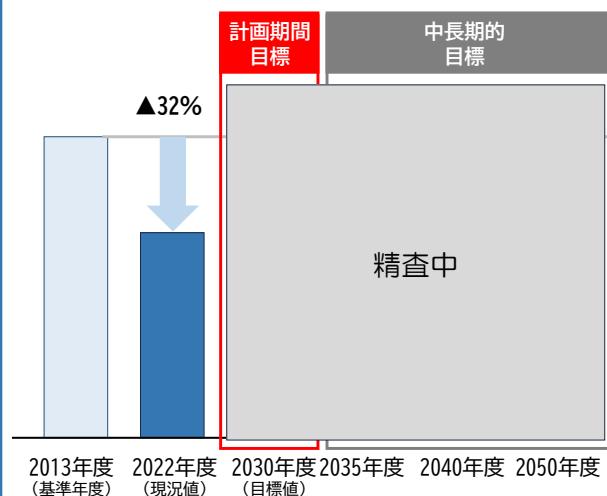
(1) 産業部門

二酸化炭素排出量の現状と目標

年度	排出量	基準年度比
2013年度 (基準年度)	5,666千t-CO ₂	—
2022年度 (現況値)	3,855千t-CO ₂	▲32%
2030年度 (目標値)	精査中	

(中長期的な目標)

2035年度:▲〇%、2040年度:▲〇%、2050年度:▲〇%



取組のポイント

県内企業の脱炭素化の更なる推進

産業部門の特徴・課題

<排出量の特徴> 約9割が製造業由来

- ・機械製造、化学工業、鉄鋼・非鉄・金属製品の割合が高い
- ・製造業以外では、農林水産業、建設業が多い

<経年的傾向> 排出量は減少傾向

- ・設備更新(高効率空調・モーター等)、再エネ電力の調達、太陽光発電等の再エネ設備の導入などが進展
- ・主要業種の多くで事業所数に大きな変化は無いが、エネルギー消費量が大幅に減少している。一方で、2030年度に向けて更なる削減が必要

【2030年度の目標達成に向けた課題】

① 省エネ対策の更なる徹底

- ・工場や事業所のLED照明化・高効率空調設備導入などの推進
- ・低炭素炉、高効率ボイラーの普及拡大
- ・その他、農業機械や建設機械の省エネ化など

② 再エネ導入や電化の更なる推進

- ・工場や事業所への再エネ設備の更なる導入
- ・熱利用の電化(ヒートポンプの活用等)の推進

③ 計画的な脱炭素化の取組推進

- ・県内企業(中小企業)の脱炭素計画に基づく取組推進など

第3章 緩和策の推進に関する取組

32

1 温室効果ガスの排出抑制対策

県の施策	各主体に期待される役割		国の取組
	事業者	市町村	
【省エネルギー対策の徹底】			
◎ 企業等の脱炭素化の推進	・ 温室効果ガス排出量の見える化や脱炭素経営に向けた計画の策定に取り組みましょう ・ 事業所や工場において、LED化や高効率な空調設備の導入、ボイラーなどの熱供給設備の電化・ガス化、産業用機器の省エネ化を計画的に進めましょう	・ 地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し、自地域内の目標を定め、取組を推進します ・ 省エネ設備の導入や建築物の省エネ化などに関する促進策について、事業者への周知を図るなど、国や県が行う施策に積極的に協力します ・ 自地域内の事業者の脱炭素化に向けた独自の促進策を検討・実施します ・ 国の脱炭素先行地域などを活用し、他自治体のモデルとなる取組を推進します	・ 産業界における自主的取組の推進 ・ 企業経営等における脱炭素化 ・ 省エネ性能の高い設備・機器導入 ・ 電化・燃料転換 ・ 徹底的なエネルギー管理の実施 ・ 中小企業の排出削減対策の推進
◎ 建築物の省エネ対策の推進	・ 事業所や工場の新築又は改築の際に断熱性能の向上や木質化を図るとともに、ZEB化を進めましょう ・ 社内教育や推進体制の整備を通して、脱炭素に向けた機運醸成と取組の実践拡大を図りましょう		
◎ 企業等の省エネ設備の導入促進			
○ 産業部門における気候変動対策の推進			
【再生可能エネルギー等の最大限の活用】			
◎ 企業等における再エネの導入促進	・ 事業所や工場への再エネ設備の導入や、使用する電気の再エネ調達を進めましょう ・ 事業内容や設備の特性に応じて、水素を活用した設備の導入を進めましょう	・ 再生可能エネルギー設備や水素関連設備の導入に関する促進策について、事業者への周知を図るなど、国や県が行う施策に積極的に協力します ・ 地域の特性を踏まえ、再エネ導入促進に向けた独自の取組を検討・実施します	・ 産業界における自主的取組の推進 ・ 次世代電力ネットワークの構築 ・ 脱炭素電源の拡大 ・ 水素社会の実現
◎ 企業等における水素の産業利用の推進			

第3章 緩和策の推進に関する取組

33

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(1) 産業部門（県の取組）

■ 省エネルギー対策の徹底

◆ 企業等の脱炭素化の推進

機運醸成 実践拡大

地域脱炭素推進コンソーシアムを中心に、脱炭素経営に係る相談窓口の設置や脱炭素経営勉強会の開催を通して、専門家派遣による温室効果ガス排出量の見える化、脱炭素経営計画の策定支援などを行い、企業等の省エネ意識の向上と自主的な取組の促進を図るとともに、先進的な取組を実践するモデル企業の創出を進めます。

◆ 企業等の省エネ設備の導入促進

機運醸成 実践拡大

企業等の脱炭素化を図るため、国の支援策の周知や県独自の支援を通して、空調や照明、給湯、ボイラ、コーチェネレーション、生産設備、農業用ヒートポンプなどの設備について、エネルギー効率の高い設備への導入を促進します。

写真又は図を追加予定

◆ 建築物の省エネ対策の推進

機運醸成 実践拡大

国の施策や補助制度等の取組を含めた周知啓発により、オフィスなどのZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を積極的に促進します。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ基準への適合性の評価を通して、建築物の省エネ性能の向上を促進します。

◆ 産業部門における気候変動対策の推進

機運醸成 実践拡大

県が産業部門において、事業者に取り組んでもらう気候変動対策を提示し、自主的な取組の促進を図るとともに、モデル的な取組を行う事業所の表彰を通して、気候変動対策の意識醸成と実践拡大を推進します。

写真又は図を追加予定

第3章 緩和策の推進に関する取組

34

1 温室効果ガスの排出抑制対策

■ 再生可能エネルギー等の最大限の活用

◆ 企業等における再エネの導入促進

機運醸成 実践拡大

自家消費型の再エネ設備の導入に対する支援のほか、県内で生み出された再エネ電気を県内の工場や事業所等で活用できるよう、地産地消型の再エネ発電設備の導入支援等を通して、企業等における再エネの導入や利活用を促進します。また、木質バイオマス利用の普及拡大と県民の意識醸成を図ります。

◆ 企業等における水素の産業利用の推進

機運醸成 実践拡大

電化が難しい熱利用の脱炭素化を推進するため、企業等による水素エネルギー利用技術の開発や実証、水素ボイラーや水素バーナー等の導入を支援するなど、水素の産業利用を推進します。

2030年度に目指す姿

◆ 製造業（照明器具）

精査中

◆ 製造業（空調設備）

精査中

◆ 製造業（産業用モーター）

精査中

◆ 製造業（熱供給設備）

精査中

◆ 農林水産業

精査中

◆ 建設業

精査中

※そのほか、電力排出係数の低減

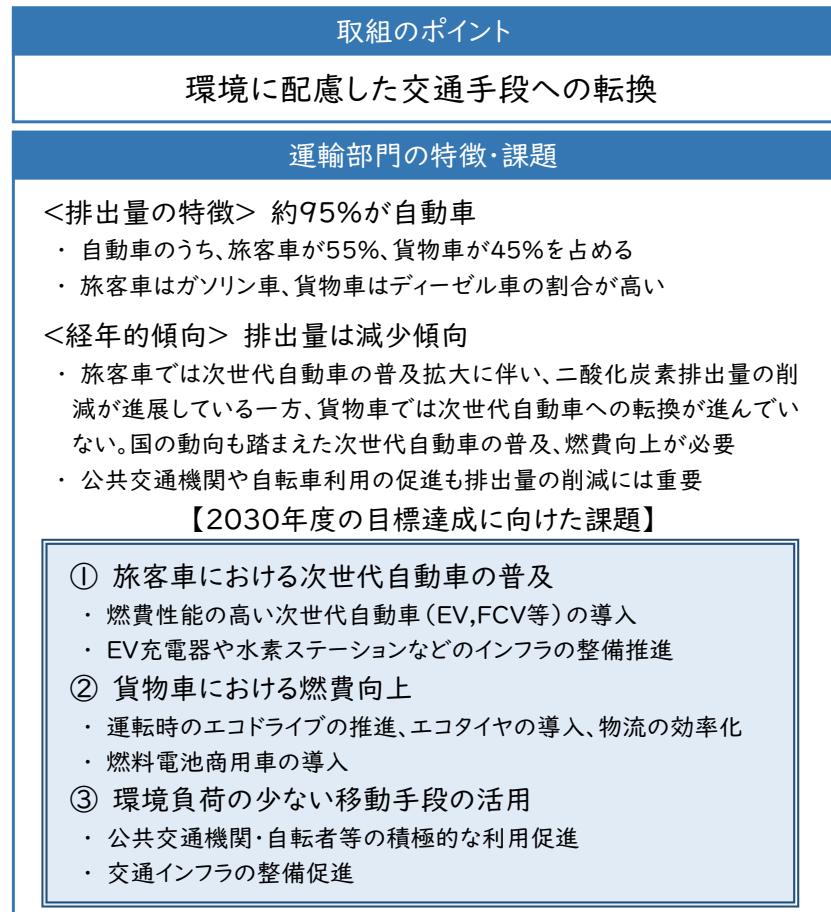
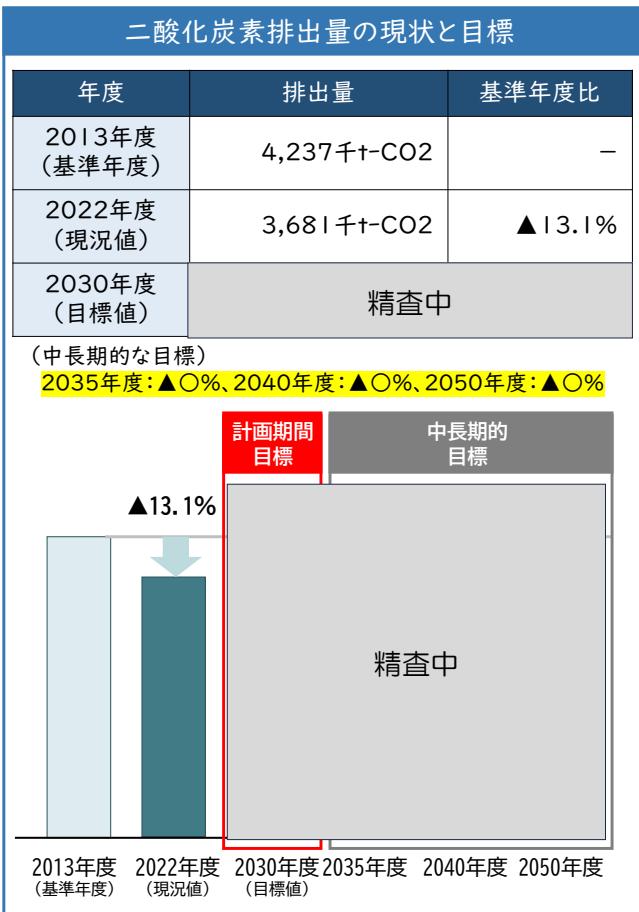
精査中

第3章 緩和策の推進に関する取組

35

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(2) 運輸部門



第3章 緩和策の推進に関する取組

1 温室効果ガスの排出抑制対策

県の施策	各主体に期待される役割		国の取組
	県民・事業者	市町村	
【省エネルギー対策の徹底】			
◎ 次世代自動車等の普及促進	<p><県民></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用車をEVやハイブリッド車などの次世代自動車に転換しましょう ・アイドリングストップなどのエコドライブを実践しましょう <p><事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス・タクシー、商用車等について、EV、FCV、ハイブリッド車などへの計画的な転換を進めましょう ・エコタイヤ導入やエコドライブ徹底など、燃費向上に向けた取組を進めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し、自地域における運輸部門の目標を定め、取組を推進します ・EVやFCV、充電インフラ整備等に関する促進策について、住民や事業者への周知を図るなど、国や県の施策に積極的に協力します ・地域の実情に応じ、運輸部門の脱炭素化に向けた独自の促進策を検討・実施します ・公用車について、EVやハイブリッド車など次世代自動車への転換を推進します ・公共施設等における充電インフラの整備を推進します ・エコドライブの実践や普及啓発を推進します ・公共交通機関の維持・確保や利用促進に向けた取組を推進します 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車単体対策(次世代自動車の普及等) ・自動車運送事業等のグリーン化 ・公共交通機関及び自転車利用促進 ・鉄道、船舶、航空機の対策 ・脱炭素物流の推進
◎ エコドライブの推進			
◎ 公共交通機関の利用促進			
○ 物流効率化の促進			
○ 環境負荷の少ないまちづくりの推進			
○ 運輸部門における気候変動対策の推進			
【再生可能エネルギー等の最大限の活用】			
◎ 水素ステーションと燃料電池商用車の導入推進	<p><事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商用車や公共交通分野において、FCVの導入を進めましょう ・水素ステーションの整備・利用拡大に協力しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車や公共交通分野におけるFCVの導入を推進します ・再エネ由来電力や水素の活用に関する取組について、地域住民や事業者への周知を図るなど、国や県の施策に積極的に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業界における自主的取組推進 ・脱炭素電源の拡大 ・水素社会の実現等
○ 企業等における再エネの導入促進			

第3章 緩和策の推進に関する取組

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(2) 運輸部門（県の取組）

■ 省エネルギー対策の徹底

◆ 次世代自動車等の普及促進

機運醸成 実践拡大

国の支援策の周知啓発や県独自の支援策により、県内の電動車や燃料電池車、充電器等の普及促進を図ります。また、県自らも率先した電動車等の導入促進を図ります。

◆ エコドライブの推進

機運醸成 実践拡大

次世代自動車への転換が難しい貨物自動車に対し、エコタイヤ導入を支援するなど、環境に配慮した運転につながる取組を推進します。

◆ 公共交通機関の利用促進

機運醸成 実践拡大

地域や企業・学校等の多様な主体への働きかけのほか、安全運転窓口や安全運転相談ダイヤル（#8080）の周知を通じて、公共交通機関の利用を促進します。

◆ 物流効率化の促進

機運醸成 実践拡大

置き配や宅配ロッカーの利用促進などの再配達削減の取組を始めとする、物流効率化及び環境に配慮した物流施策の促進を図ります。

◆ 環境負荷の少ないまちづくりの推進

機運醸成 実践拡大

交差点改良等の渋滞対策の実施により、交通渋滞時の走行速度低下による自動車等からの二酸化炭素の排出抑制を図ります。また、道路やトンネル照明等へのLED導入による省エネ化を推進します。さらに、自転車の利用拡大に向け、良好な自転車走行空間を創出する「福島県広域サイクリングルート」の整備を推進します。

◆ 運輸部門における気候変動対策の推進

機運醸成 実践拡大

県が運輸部門において、事業者に取り組んでもらう気候変動対策を提示し、自主的な取組の促進を図るとともに、モデル的な取組を行う事業所の表彰を通して、気候変動対策の意識醸成と実践拡大を推進します。

写真又は図を追加予定

第3章 緩和策の推進に関する取組

38

1 温室効果ガスの排出抑制対策

■ 再生可能エネルギー等の最大限の活用

◆ 水素ステーションと燃料電池商用車の導入推進

機運醸成 実践拡大

2024年7月に新たに設置した「福島県水素モビリティ・ステーション検討ワーキンググループ（※）」における議論や2025年5月に国の「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」に選定されたことを踏まえて、水素ステーションの整備と燃料電池商用車の導入を一体的に推進します。

※福島県水素モビリティ・ステーション検討ワーキンググループ

2030年度までの定置式水素ステーション20基整備に向け、需要側・供給側が一体となり、多くの需要が見込まれる商用車（燃料電池トラック）の県内における水素需要の見通しや、既存ステーションの一層の活用、整備の方向性について議論・検討を行う。

◆ 企業等における再生可能エネルギーの導入促進

（一部再掲）

機運醸成 実践拡大

自家消費型の再エネ設備の導入に対する支援のほか、県内で生み出された再エネ電気を県内の工場や事業所等で活用できるよう、地産地消型の再エネ発電設備の導入支援等を通して、企業等における再エネの導入や利活用を促進します。

写真又は図を追加予定

◆ 次世代自動車（EV）

精査中

◆ 次世代自動車（ハイブリッド（HV））

精査中

◆ 燃料電池トラック

精査中

◆ 人口1人当たりの乗用車での年間走行距離

精査中

◆ 普通貨物車の実燃費

精査中

第3章 緩和策の推進に関する取組

39

1 温室効果ガスの排出抑制対策

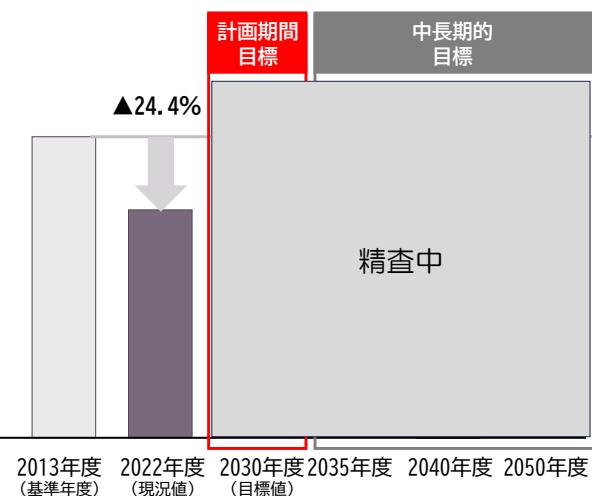
(3) 民生業務部門

二酸化炭素排出量の現状と目標

年度	排出量	基準年度比
2013年度 (基準年度)	3,382千t-CO ₂	—
2022年度 (現況値)	2,558千t-CO ₂	▲24.4%
2030年度 (目標値)	精査中	

(中長期的な目標)

2035年度:▲○%、2040年度:▲○%、2050年度:▲○%



取組のポイント

県内企業の脱炭素化の更なる推進

民生業務部門の特徴・課題

<排出量の特徴> 様々な業種から排出

- 様々な業種から排出されているが、卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、生活関連サービス業・娯楽業の順
- <経年的傾向> 基準年度比では減少、一方で近年は横ばい
- 2015年度から2016年度にかけて電化率が上昇し、エネルギー消費量が大幅に減少したが、その後の電化率は横ばいで推移
- 2021年度以降はエネルギー消費量及び二酸化炭素排出量が増加傾向にあり、2030年度に向けて更なる削減が必要

【2030年度の目標達成に向けた課題】

① 省エネ対策の更なる徹底

- 事業所や公共施設のLED照明化・高効率空調設備導入などの推進、ガスボイラーの普及拡大

② 再エネ導入や電化の更なる推進

- 事業所や公共施設への再エネ設備の更なる導入、熱利用の電化(ヒートポンプの活用等)の推進
- 建築物のZEB化などの脱炭素化の推進

③ 計画的な脱炭素化の取組推進

- 県内企業(中小企業)の脱炭素計画に基づく取組推進など

第3章 緩和策の推進に関する取組

40

1 温室効果ガスの排出抑制対策

県の施策	各主体に期待される役割		国との連携
	事業者	市町村	
【省エネルギー対策の徹底】			
◎ 建築物の省エネ対策の推進	・ 温室効果ガス排出量の見える化や脱炭素経営に向けた計画の策定に取り組みましょう	・ 地方公共団体実行計画(事務事業編)を策定し、一事業者として目標を定め、公共施設への省エネ設備の導入や建築物のZEB化などの取組を推進します	・ 産業界における自主的取組の推進
◎ 企業等の脱炭素化の推進	・ 事業所等において、LED照明や高効率空調設備の導入、ボイラー等の熱供給設備の電化・ガス化、産業用機器の省エネ化を計画的に進めましょう	・ 地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し、自地域内の目標を定め、取組を推進します	・ 建築物の省エネ化
◎ 企業等の省エネ設備の導入促進	・ 事業所等の新築又は改築の際には、木造化・木質化を図るとともに、断熱性能の向上や設備機器の高効率化等によるZEB化を進めましょう	・ 省エネ設備の導入や建築物の省エネ化などに関する促進策について、事業者への周知を図るなど、国や県が行う施策に積極的に協力します	・ 省エネ性能の高い設備・機器導入
◎ 公共施設等の脱炭素化の推進	・ サステナブルソーリズムの取組への理解を深め、積極的に協力しましょう	・ 自地域内の事業者の脱炭素化に向けた独自の促進策を検討・実施します	・ 徹底的なエネルギー管理の実施
○ 持続可能な観光の取組推進	・ 社内教育や推進体制の整備を通じて、機運醸成と取組の実践拡大を図りましょう		・ 中小企業の排出削減対策の推進
○ 民生業務部門における気候変動対策の推進	・ 企業等における再エネの導入促進	・ 再エネ設備や水素関連設備の導入に関する促進策について、事業者への周知を図るなど、国や県が行う施策に積極的に協力します	・ エネルギーの地産地消等の促進
【再生可能エネルギー等の最大限の活用】			
◎ 企業等における再エネの導入促進	・ 事業所等への再エネ設備の導入や、使用する電気の再エネ調達を進めましょう	・ 公共施設等への再エネ設備の導入や再エネ電力の調達など、市町村自らが率先して再エネの活用を進めます	・ 産業界における自主的取組の推進
◎ 企業等における水素の産業利用の推進	・ 事業内容や地域特性に応じて、水素を活用した設備の導入を進めましょう	・ 地域の特性を踏まえ、再エネ導入促進に向けた独自の取組を検討・実施します	・ 次世代電力ネットワークの構築
			・ 脱炭素電源の拡大
			・ 水素社会の実現

第3章 緩和策の推進に関する取組

41

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(3) 民生業務部門(県の取組)

■ 省エネルギー対策の徹底

◆ 建築物の省エネ対策の推進(再掲)

機運醸成 実践拡大

国の施策や補助制度等の取組を含めた周知啓発により、オフィスなどのZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化を積極的に促進します。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ基準への適合性の評価を通して、建築物の省エネ性能の向上を促進します。

◆ 企業等の脱炭素化の推進(再掲)

機運醸成 実践拡大

地域脱炭素推進コンソーシアムを中心に、脱炭素経営に係る相談窓口の設置や脱炭素経営勉強会の開催、専門家派遣による温室効果ガス排出量の見える化、脱炭素経営計画の策定支援などを行い、企業等の省エネ意識の向上と自主的な取組の促進を図るとともに、先進的な取組を実践するモデル企業の創出を進めます。

◆ 企業等の省エネ設備の導入促進(再掲)

機運醸成 実践拡大

企業等の脱炭素化を図るため、国の支援策の周知や県独自の支援を通して、空調や照明、給湯、ボイラー、コーチェネレーション、農業用ヒートポンプなどの設備について、エネルギー効率の高い設備への導入を促進します。

◆ 公共施設等の脱炭素化の推進

機運醸成 実践拡大

ふくしまカーボンニュートラル実現会議市町村部会の開催や専門家派遣等を通じて、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定を推進します。また、「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、県自らが事業者として、環境負荷の低減やエネルギーの効果的・効率的な使用等の取組を推進します。さらに、「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」や「福島県ZEBガイドライン」に基づき、県有施設への再エネの導入やZEB化を推進します。

写真又は図を追加予定

第3章 緩和策の推進に関する取組

42

1 温室効果ガスの排出抑制対策

■ 省エネルギー対策の徹底

◆ 民生業務部門における気候変動対策の推進

機運醸成 実践拡大

県が民生業務部門において、事業者に取り組んでもらう気候変動対策を提示し、自主的な取組の促進を図るとともに、モデル的な取組を行う事業所の表彰を通して、気候変動対策の意識醸成と実践拡大を推進します。

◆ 持続可能な観光の取組推進

機運醸成 実践拡大

豊かな四季の風景や多彩な地域資源を背景に観光が盛んな福島ならではの魅力を将来世代へ継承していくため、経済・社会・環境の調和を目指す持続可能な観光の普及啓発を通して、観光事業者を始めとする県内事業者における気候変動対策への意識醸成や実践の拡大を図ります。

■ 再生可能エネルギー等の最大限の活用

◆ 企業等における再エネの導入促進(再掲)

機運醸成 実践拡大

自家消費型の再エネ設備の導入に対する支援のほか、県内で生み出された再エネ電気を県内の工場や事業所等で活用できるよう、地産地消型の再エネ発電設備の導入支援等を通して、企業等における再エネの導入や利活用を促進します。また、木質バイオマス利用の普及拡大と県民の意識醸成を図ります。

◆ 企業等における水素の産業利用の推進(再掲)

機運醸成 実践拡大

電化が難しい熱利用の脱炭素化を推進するため、企業等による水素エネルギー利用技術の開発や実証、水素ボイラーや水素バーナー等の導入を支援するなど、水素の産業利用を推進します。

2030年度に目指す姿

◆ 照明器具

精査中

◆ 空調設備

精査中

※そのほか、電力排出係数の低減

◆ 热供給設備(ガスボイラー)

精査中

◆ 热供給設備(ヒートポンプ)

精査中

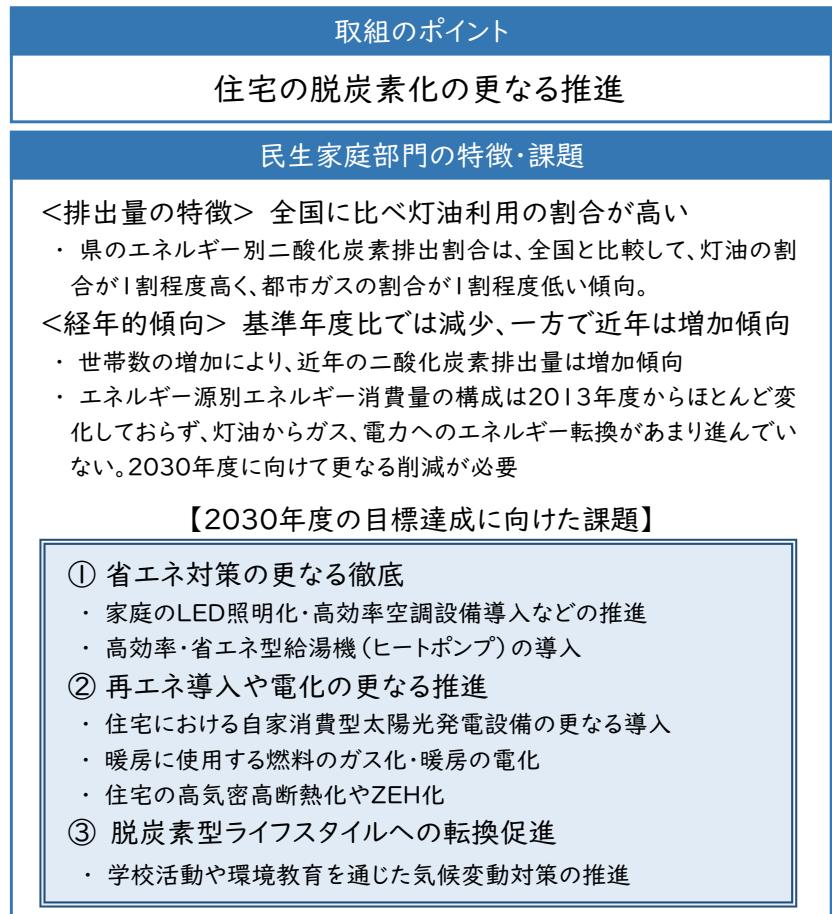
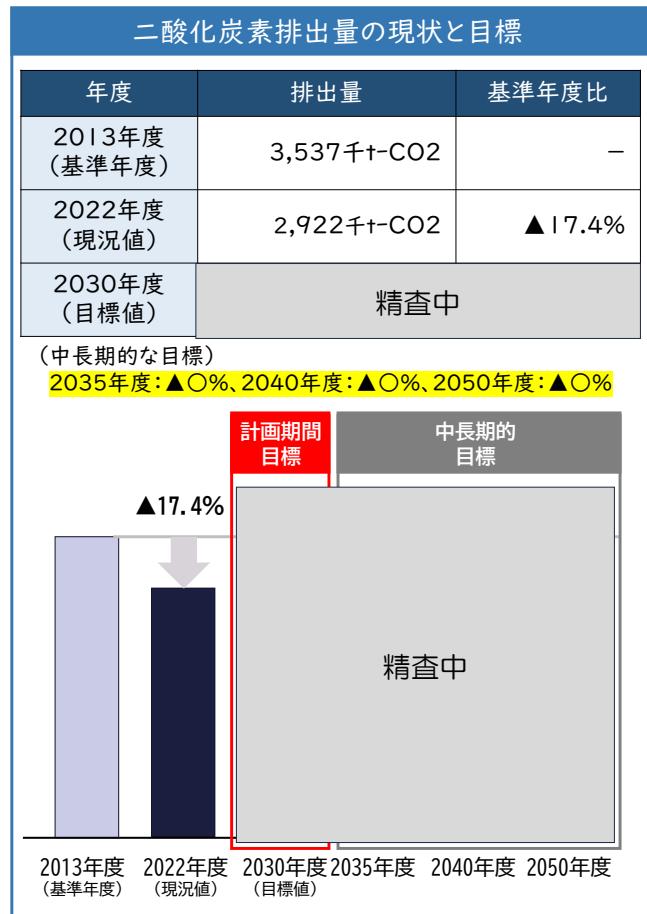
精査中

第3章 緩和策の推進に関する取組

43

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(4) 民生家庭部門



第3章 緩和策の推進に関する取組

44

1 温室効果ガスの排出抑制対策

県の施策	各主体に期待される役割		国の取組
	県民	市町村	
【省エネルギー対策の徹底】			
◎ 住宅の低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> LED照明や省エネ性能の高い家電の導入を進めましょう 使用するエネルギーを、石油等の化石燃料から電気へ切り替えましょう 住宅の新築・改築の際には、ZEH化や高気密・高断熱化、断熱改修を行うとともに、県産木材を積極活用しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し、自地域内の目標を定め、取組を推進します 省エネ設備の導入や建築物の省エネ化等に関する促進策について、県民への周知を図るなど、国や県が行う施策に積極的に協力します 自地域内の家庭の脱炭素化に向け、地域の実情に応じた独自の促進策を検討・実施します 	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素型ライフスタイルへの転換 住宅の省エネ化 省エネ性能の高い設備・機器導入 徹底的なエネルギー管理の実施
◎ 住宅における木材利用の推進			
○ 地域との連携による気候変動対策の推進			
○ 学生との連携による気候変動対策の推進			
○ 学校活動における気候変動対策の推進			
○ 環境教育による気候変動対策の推進			
○ エシカル消費の推進			
【再生可能エネルギー等の最大限の活用】			
◎ 住宅用太陽光発電の導入推進	<p><県民></p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅への再エネ設備の導入や、使用する電気の再エネ調達を進めましょう <p><事業者・団体></p> <ul style="list-style-type: none"> 県民による再エネ導入の取組を積極的に促しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ設備の導入に関する促進策について、地域住民への周知を図るなど、国や県が行う施策に積極的に協力します 地域の特性を踏まえ、再エネ導入促進に向けた独自の取組を検討・実施します 	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素電源の拡大 次世代電力ネットワークの構築 水素社会の実現等

第3章 緩和策の推進に関する取組

45

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(4) 民生家庭部門(県の取組)

■ 省エネルギー対策の徹底

◆ 住宅の低炭素化の推進

機運醸成 実践拡大

国による支援策の周知のほか、本県の地域性を考慮した県独自の支援策等を通して、住宅の電化やZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及促進を図るほか、省エネ家電の導入を推進します。また、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定制度を通じ、建築物の低炭素化を促進します。

◆ 住宅における木材利用の推進

機運醸成 実践拡大

県産木材を使用した木造住宅の建設に係る支援を通して、森林環境の保全や再生、森林による二酸化炭素吸収量の確保につながる住宅における木材利用を推進します。

◆ 地域との連携による気候変動対策の推進

機運醸成 実践拡大

地球温暖化対策推進法に基づき県が指定する「福島県地球温暖化防止活動推進センター」と一体となって、同法に基づき委嘱する「福島県地球温暖化防止活動推進員」の活動支援のほか、市町村等と連携した環境イベントにおける普及啓発などを通して、県民の省エネ対策の意識醸成と実践拡大を推進します。

◆ 学生との連携による気候変動対策の推進

機運醸成 実践拡大

将来の主役となる若者世代との連携体制の充実・強化を図りながら、カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の重要性や必要な取組について、国や国際機関、県内外の自治体と連携して国内外へ発信し、県民の意識醸成や行動の促進を図ります。

◆ 学校活動における気候変動対策の推進

機運醸成 実践拡大

県が学校に取り組んでもらう気候変動対策を提示し、児童・生徒等と教職員への理解醸成を図ります。また、モデル的な取組を行う学校の表彰を通して、学校等による気候変動対策の実践拡大を図ります。

写真又は図を追加予定

第3章 緩和策の推進に関する取組

46

1 温室効果ガスの排出抑制対策

■ 省エネルギー対策の徹底

◆ 環境教育による気候変動対策の推進

機運醸成 実践拡大

福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」を活用した環境等に関するイベント開催や体験型の展示等のほか、県内学校への環境教育副読本の配布などを通して、県民の気候変動対策の意識醸成を図ります。

◆ エシカル消費の推進

機運醸成 実践拡大

SNS等を活用した情報発信やイベントの開催、啓発グッズの配布による広報活動等により、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の理念を広く周知し、県民や事業者等の行動変容につなげる取組を推進します。

■ 再生可能エネルギー等の最大限の活用

◆ 住宅用太陽光発電の導入推進

機運醸成 実践拡大

県民に身近な再エネ発電設備である住宅用太陽光発電設備の導入を支援するとともに、蓄電池や電気自動車(EV)の充給電設備の導入支援に取り組みます。

写真又は図を追加予定

◆ 照明器具

精査中

◆ 空調設備

精査中

◆ 暖房

精査中

2030年度に目指す姿

◆ 高効率・省エネ型給湯器

精査中

◆ ZEH住宅

精査中

※そのほか、電力排出係数の低減

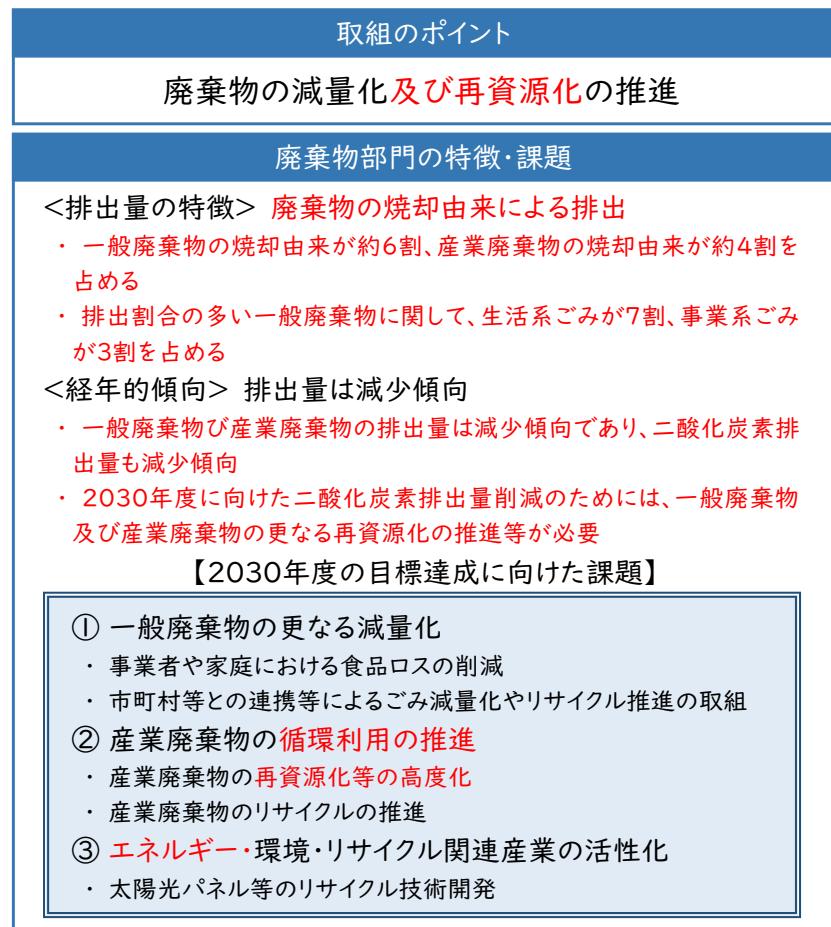
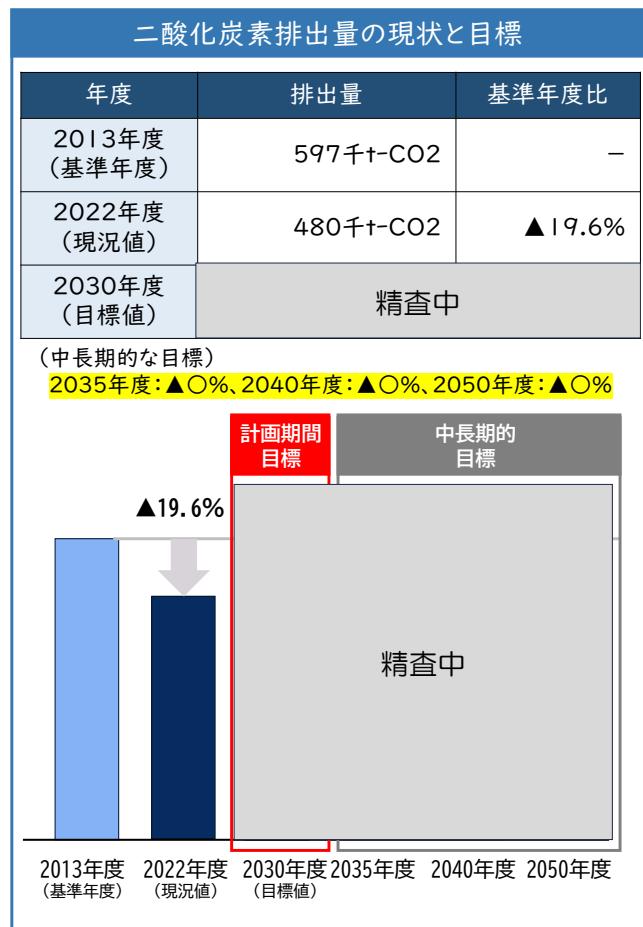
精査中

第3章 緩和策の推進に関する取組

47

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(5) 廃棄物部門



第3章 緩和策の推進に関する取組

48

1 温室効果ガスの排出抑制対策

県の施策	各主体に期待される役割		国の取組
	県民・事業者	市町村	
【省エネルギー対策の徹底】			
◎ 一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進	<p><県民></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村のルールに従い、ごみの適正な分別・排出を行いましょう 食品ロスの削減や生ごみの水切りなど、家庭ごみの排出抑制に努めましょう プラスチックごみや古紙等の分別・リサイクルに努めましょう <p><事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴い発生する産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを推進しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体実行計画(事務事業編)を策定し、一事業者として廃棄物削減に向けた目標を定め、取組を推進します 地方公共団体実行計画(区域施策編)や廃棄物処理計画を策定し、自地域内の目標を定め、取組を推進します 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物焼却量の削減 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行
○ 産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進			
【再生可能エネルギー等の最大限の活用】			
◎ 廃棄物熱回収施設の整備促進	<p><事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の再資源化を行う施設の効率化、高度化を進めましょう エネルギー・環境・リサイクル関連技術の開発や積極的な導入を進めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 国や県が実施する取組に積極的に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> 産業界における自主的取組の推進 脱炭素電源の拡大 次世代電力ネットワークの構築
◎ エネルギー・環境・リサイクル関連産業の育成・集積			

第3章 緩和策の推進に関する取組

49

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(5) 廃棄物部門(県の取組)

■ 省エネルギー対策の徹底

◆ 一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進 機運醸成 実践拡大

福島県環境アプリを活用した、食品ロス削減やエシカル消費の啓発のほか、食べ残しぜロ協力店の認定やフードドライバーの啓発等により、事業者や家庭における食品ロスの削減などごみ減量化に向けた取組を推進します。また、県内市町村及び一部事務組合で構成する「福島県ごみ減量市町村連携推進会議」や補助事業を通して、市町村が主体となつたごみ減量化やリサイクルの取組を推進します。

◆ 産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進 機運醸成 実践拡大

産業廃棄物の処理状況や最新のリサイクル技術など、資源循環の取組を知つてもらうための普及啓発活動や産業廃棄物処理業界の人材確保、人材育成のため支援を行い、産業廃棄物の適正処理を推進します。

また、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル施設整備の支援を通じて、産業廃棄物の焼却量や埋立処分量の抑制を図ります。

さらに、廃棄物等を利用して製造された製品への県の認定制度により、環境に配慮した製品の購入促進を図ります。

■ 再生可能エネルギー等の最大限の活用

◆ 廃棄物熱回収施設の整備促進 機運醸成 実践拡大

廃棄物処理施設の新設又は改修等を行う事業者に対して、廃棄物熱回収施設設置者認定制度や国の支援制度を周知するなど、脱炭素社会に向けた施設整備を促進します。

◆ エネルギー・環境・リサイクル関連産業の育成・集積 機運醸成 実践拡大

福島イノベーション・コスト構想の重点分野である、エネルギー・環境・リサイクル分野において、太陽光パネルのリユースリサイクルや石炭灰等の先端的なリサイクル技術の実用化に向けた研究開発の促進など、浜通り地域等におけるエネルギー・環境・リサイクル関連産業の育成・集積を推進します。

2030年度に目指す姿

◆ ごみ排出量

精査中

◆ 廃棄物発電量

精査中

第3章 緩和策の推進に関する取組

50

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(6) その他温室効果ガス

二酸化炭素排出量の現状と目標

年度	排出量	基準年度比
2013年度 (基準年度)	1,285千t-CO ₂	—
2022年度 (現況値)	1,496千t-CO ₂	16.4%
2030年度 (目標値)	精査中	

(中長期的な目標)

2035年度:▲〇%、2040年度:▲〇%、2050年度:▲〇%



取組のポイント

メタン(CH₄)及びハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の削減の推進

その他温室効果ガス部門の特徴・課題

<排出量の特徴> メタン(CH₄)及びハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の割合が高い

- ・ 温室効果ガスの排出割合はメタン(CH₄)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)が高く、次いで一酸化二窒素(N₂O)が高い。
- ・ メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)の排出割合は農業活動由来が最も高い。

<経年的傾向> 排出量は増加傾向

- ・ 排出割合の高いメタン(CH₄)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)共に排出量は増加傾向であり、更なる削減に向けた取組が必要

【2030年度の目標達成に向けた課題】

① メタン(CH₄)の排出抑制

- ・ 水田中干しなどによる農業由来の排出抑制

② フロン類の排出抑制

- ・ 立入検査や普及啓発による、フロン類使用機器の廃棄時における回収率の向上

③ メタン(CH₄)のエネルギー利用の推進

- ・ 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用

第3章 緩和策の推進に関する取組

51

1 温室効果ガスの排出抑制対策

県の施策	各主体に期待される役割		国の取組
	事業者	市町村	
【省エネルギー対策の徹底】			
◎ 農業分野における温室効果ガス排出削減対策の推進	<ul style="list-style-type: none">生産活動への影響に配慮しつつ、水田の中干しの適切な実施など、農業分野におけるメタン排出削減に取り組みましょうフロン類を使用する機器について、法令に基づき、適正な管理や回収、処理を徹底しましょう	<ul style="list-style-type: none">地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し、自地域内目標を定め、取組を推進します国や県が実施するメタン排出削減やフロン類排出抑制に関する施策と連携し、取組を進めます市民や事業者に対し、メタン排出削減やフロン類排出抑制に関する情報提供や普及啓発を行い、実践の拡大を図ります	<ul style="list-style-type: none">農地土壤に関連する温室効果ガス排出削減対策(水田メタン排出削減、施肥に伴う一酸化二窒素削減)家畜に関連する温室効果ガス排出削減対策(メタン排出削減、一酸化二窒素削減)廃棄物最終処分量の削減下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等代替フロン等4ガス(HFCs、PFCs、SF₆、NF₃)対策(HFCs製造量・輸入量の削減、冷媒の転換、製品廃棄時のHFCs放出量の削減)
◎ 農業分野におけるメタン等排出削減技術の効果検証	<ul style="list-style-type: none">国、県、市町村が実施するメタン排出削減やフロン類排出抑制に関する取組に積極的に協力しましょう		
◎ フロン類の排出抑制等の推進			
【再生可能エネルギー等の最大限の活用】			
○ 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用推進	<ul style="list-style-type: none">家畜排せつ物のエネルギー利用に関する国、県、市町村の取組に理解を深め、導入や実証等に積極的に協力しましょう	<ul style="list-style-type: none">家畜排せつ物のエネルギー利用の推進に向け、国や県の施策と連携し、地域の実情に応じた取組を進めます	—

第3章 緩和策の推進に関する取組

52

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(6) その他温室効果ガス(県の取組)

■ 省エネルギー対策の徹底

◆ 農業分野における温室効果ガス排出削減対策の推進

機運醸成 実践拡大

環境負荷低減事業活動に取り組む事業者の認定のほか、炭素貯留効果の高い堆肥・緑肥・炭の施用や水田中干し期間の延長などの取組に対する支援を通して、メタン発生抑制を始めとする地球温暖化防止に効果の高い営農活動を推進します。

◆ 農業分野におけるメタン等排出削減技術の効果検証

機運醸成 実践拡大

水田の中干し前倒し延長等によるメタン削減効果の検証や収量への影響調査や、肥効調節型肥料による亜酸化窒素削減効果の検証に取り組みます。

◆ フロン類の排出抑制等の推進

機運醸成 実践拡大

フロン排出抑制法や自動車リサイクル法等の関連法令に基づく立入検査を実施し、フロン類の適正な回収及び処理を推進するとともに、各種広報媒体による広報や関係団体との連携により、関係事業者を対象とした普及啓発を行います。

■ 再生可能エネルギー等の最大限の活用

◆ 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用推進

機運醸成 実践拡大

「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」及び「福島県バイオマス活用推進計画」に基づき、家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進を図ります。

2030年度に目指す姿

◆ 農業由来のメタン(水田中干し)

精査中

◆ フロン類(漏洩量)

精査中

◆ フロン類(回収量)

精査中

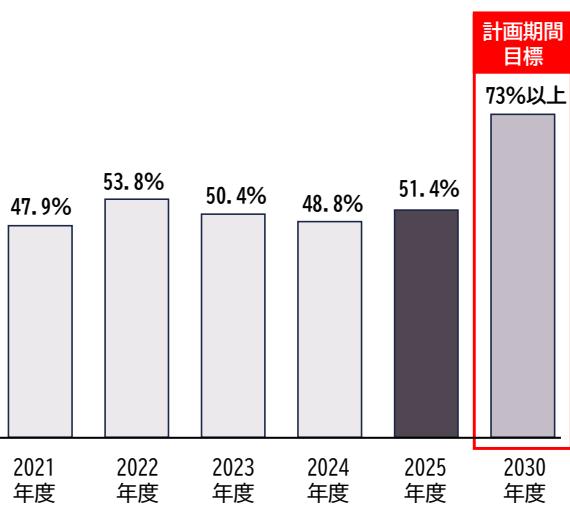
1 温室効果ガスの排出抑制対策

(7) 分野横断的取組

現状と目標

日頃、省エネルギーや地球温暖化防止を意識した取組を行っていると回答した県民の割合

年度	割合	年度	割合
2021年度	47.9%	2023年度	50.4%
2022年度	53.8%	2024年度	48.8%
現況値		目標値	
2025年度	51.4%	2030年度	73%以上



取組のポイント

あらゆる主体の更なる意識醸成、実践拡大

特徴・課題

<特徴> 若者世代の意識が比較的低い

- 日頃、省エネや地球温暖化防止を意識した取組を行っていると回答した県民の割合は、50%前後で推移しており、2030年度の目標(73%以上)には更なる意識醸成が必要です
- 特に年齢差が見られており、20代や30代で比較的低い傾向にあることから、将来の主役となる若者世代を中心として、県民や事業者など、あらゆる主体への意識醸成を図り、実践拡大につなげていくことが必要です

【2030年度の目標達成に向けた課題】

① 多様な主体と連携した取組の推進

- 学校活動や事業活動を通じた普及啓発、実践拡大
- 将来の主役となる若者世代と連携した気候変動対策の推進

② 地域脱炭素化の推進

- 地域主体の脱炭素化の取組推進

③ カーボン・オフセットの推進

- J-クレジット創出を通じた県民、事業者の気候変動対策の推進

1 温室効果ガスの排出抑制対策

県の施策	各主体に期待される役割		国の取組
	県民・事業者・団体	市町村	
【省エネルギー対策の徹底】			
◎ カーボンオフセットの推進	<県民> <ul style="list-style-type: none">家庭への再エネ設備やLED照明の導入などと合わせて、カーボン・オフセットの取組への理解を深め、日常生活の中での実践につなげましょう <事業者・団体> <ul style="list-style-type: none">再エネ設備や高効率設備の導入などの取組と合わせて、カーボン・オフセットへの理解を深め、事業活動における脱炭素化の実践につなげましょう	<地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し、 自地域内の目標を定め、取組を推進します <ul style="list-style-type: none">国や県が行う、県民や事業者の理解醸成や実践拡大につながる取組に積極的に協力します環境イベントや市民講座の開催を通じて、地域住民の気候変動対策に対する意識醸成を図りますコムタン福島の活用などにより、学校教育や社会教育の場における気候変動対策への理解促進を図ります国の脱炭素先行地域の取組の活用や、カーボンニュートラルポートの形成に向け、情報共有を行い、脱炭素に係る各種取組に協力します。	<J-クレジット制度の活性化> <ul style="list-style-type: none">脱炭素型ライフスタイルへの転換脱炭素に資する都市・地域構造及び社会経済システムの形成住宅・建築物のライフサイクルカーボン削減温室効果ガス排出削減等指針に基づく取組成長志向型カーボンプライシング事業活動における環境への配慮の促進税制のグリーン化及び地球温暖化対策税の有効活用サステナブルファイナンスの推進GX市場創造地方創生に資する地域脱炭素の加速(地域脱炭素ロードマップ)
◎ 地域脱炭素化の推進	<県民> <ul style="list-style-type: none">福島県環境創造センター交流棟「コムタン福島」への来館や、地域でのセミナーへの参加を通じて、地球環境問題への理解を深めましょう		
◎ 地域との連携による気候変動対策の推進	<県民> <ul style="list-style-type: none">地域での環境保全活動への積極的な参加のほか、学校・家庭における節電・節水や食品ロス削減など、環境に配慮した行動を実践しましょう		
◎ 学生との連携による気候変動対策の推進	<県民> <ul style="list-style-type: none">地球温暖化防止活動推進センターの活動に積極的に協力しましょう		
◎ 学校活動における気候変動対策の推進	<県民> <ul style="list-style-type: none">再エネ設備や高効率設備の導入などの取組と合わせて、カーボン・オフセットへの理解を深め、学校活動における脱炭素化の実践につなげましょう		
◎ 事業活動における気候変動対策の推進	<県民> <ul style="list-style-type: none">社内教育や推進体制の整備を通じて、気候変動対策に対する機運醸成と取組の実践拡大を図りましょう		
◎ 環境教育による気候変動対策の推進	<県民> <ul style="list-style-type: none">商品・サービスの提供や情報発信等を通じて、県民の省エネ行動や環境配慮行動を積極的に促しましょう。		
◎ 港湾におけるカーボンニュートラルポートの推進	<県民> <ul style="list-style-type: none">国や県、市町村が進める取組に積極的に協力しましょう		

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(7) 分野横断的取組（県の取組）

■ 省エネルギー対策の徹底

◆ カーボン・オフセットの推進

機運醸成 実践拡大

国のJ-クレジット制度を活用し、再エネ設備や省エネ設備の導入、適切な森林管理などの取組により創出された温室効果ガス排出量（又は吸収量）を環境価値としてクレジット化する取組を推進します。また、ブルーカーボンやバイオ炭、水田中干し期間の延長によるクレジット化についても、国や市町村、事業者の取組の情報を収集し、施策の展開の参考とします。

◆ 地域脱炭素化の推進

機運醸成 実践拡大

ふくしまカーボンニュートラル実現会議市町村部会の開催や専門家派遣等を通じて、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定など、地域における脱炭素化の取組を推進します。また、国の脱炭素先行地域や重点対策加速化事業を始めとする「地域脱炭素ロードマップ」に基づく取組についても市町村等の連携を図りながら積極的に推進します。

写真又は図を追加予定

◆ 地域との連携による気候変動対策の推進（再掲）

機運醸成 実践拡大

地球温暖化対策推進法に基づき県が指定する「福島県地球温暖化防止活動推進センター」と一体となって、同法に基づき委嘱する「福島県地球温暖化防止活動推進員」の活動支援のほか、市町村等と連携した環境イベントにおける普及啓発などを通して、県民の省エネ対策の意識醸成と実践拡大を推進します。

◆ 学生との連携による気候変動対策の推進（再掲）

機運醸成 実践拡大

将来の主役となる若者世代との連携体制の充実・強化を図りながら、カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の重要性や必要な取組について、国や国際機関、県内外の自治体と連携して国内外へ発信し、県民の意識醸成や行動の促進を図ります。

写真又は図を追加予定

第3章 緩和策の推進に関する取組

56

1 温室効果ガスの排出抑制対策

■ 省エネルギー対策の徹底

◆ 学校活動における気候変動対策の推進（再掲）

機運醸成 実践拡大

県が学校に取り組んでもらう気候変動対策を提示し、児童・生徒等と教職員への理解醸成を図ります。また、モデル的な取組を行う学校の表彰を通して、学校等による気候変動対策の実践拡大を図ります。

◆ 事業活動における気候変動対策の推進

機運醸成 実践拡大

県が事業者に取り組んでもらう気候変動対策を提示し、自主的な取組の促進を図るとともに、モデル的な取組を行う事業所の表彰を通して、県内企業等による気候変動対策の実践拡大を推進します。

◆ 環境教育による気候変動対策の推進（再掲）

機運醸成 実践拡大

福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」を活用した環境等に関するイベント開催や体験型の展示等のほか、県内学校への環境教育副読本の配布などを通して、県民の気候変動対策の意識醸成を図ります。

◆ 港湾におけるカーボンニュートラルポートの推進

機運醸成 実践拡大

国や企業等と連携し、水素やアンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入や貯蔵・利活用、また脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて温室効果ガス排出を全体でゼロにするカーボンニュートラルポートの形成を推進します。

2030年度に目指す姿

◆ 県民の省エネ等への意識

精査中

◆ ふくしまゼロカーボン宣言事業（事業所版）

精査中

◆ ふくしまゼロカーボン宣言事業（学校版）

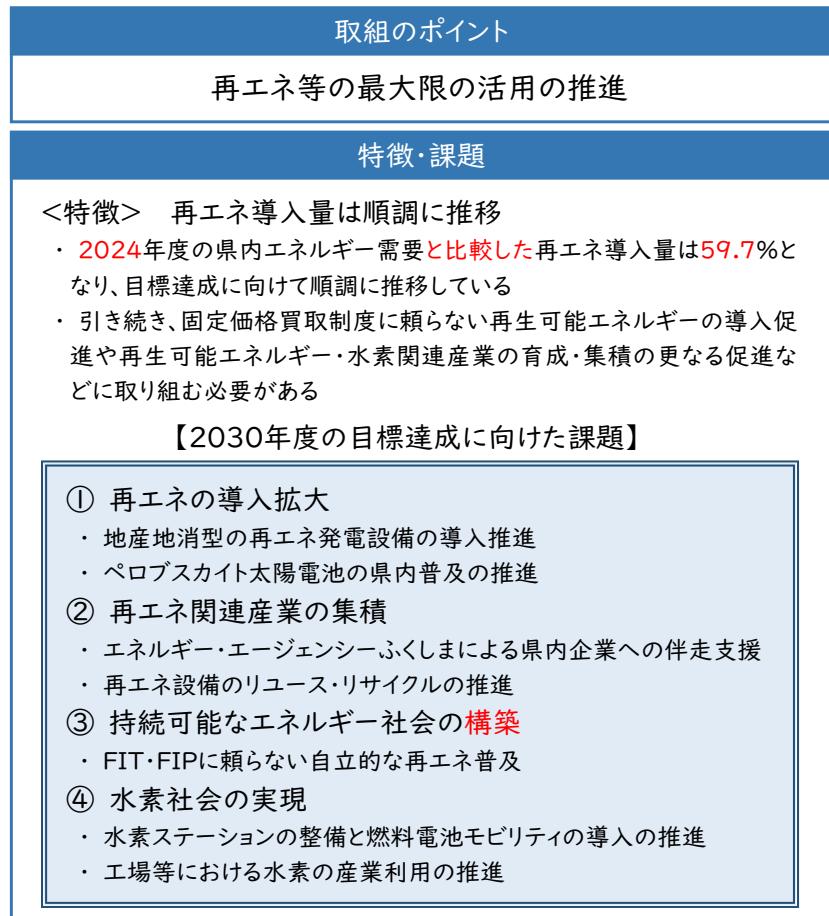
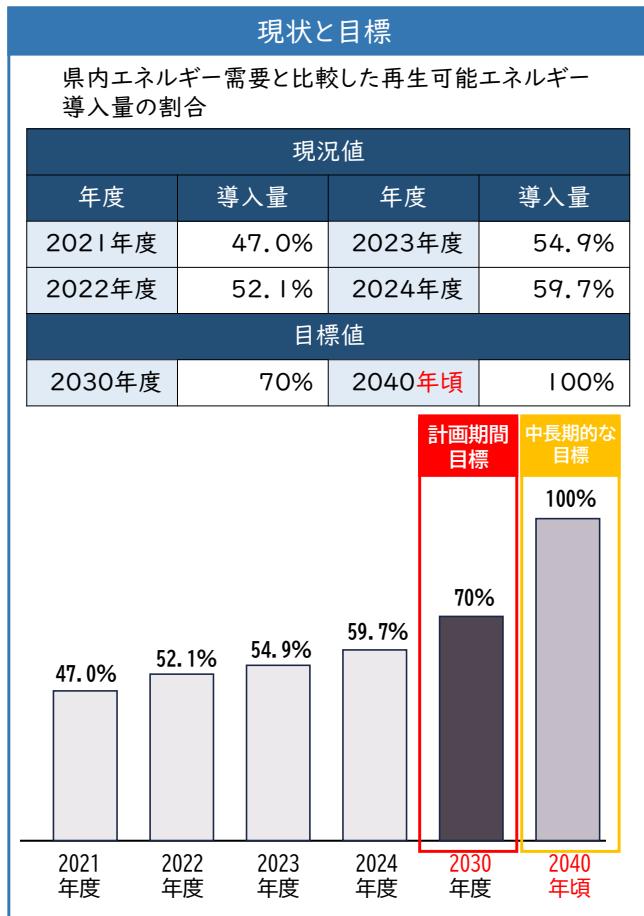
精査中

第3章 緩和策の推進に関する取組

57

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(8) エネルギー分野



第3章 緩和策の推進に関する取組

58

1 温室効果ガスの排出抑制対策

県の施策	各主体に期待される役割		国の取組
	事業者・団体	市町村	
【再生可能エネルギー等の最大限の活用】			
◎ 再エネの導入拡大	<p><県民></p> <ul style="list-style-type: none"> 再エネや水素について、イベントや学習機会等を通じて理解を深めましょう 住宅への再エネ設備の導入や、使用する電気の再エネ調達を進めましょう 	<p><市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し、自地域内の再エネ・水素の導入目標を定め、取組を推進します 国や県が行う再エネ・水素に関する施策と連携するとともに、市町村自らも公共施設等を中心に導入や利活用を推進します 地域住民や事業者に対する情報提供や普及啓発を通じて地域内の再エネ・水素の導入を進めます 	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素電源の拡大 次世代電力ネットワークの構築 水素社会の実現等
◎ 再エネ関連産業の集積	<p><事業者・団体></p> <ul style="list-style-type: none"> イベントやセミナー等への参加を通じて、再エネや水素に関する理解を深め、事業活動への活用を検討しましょう 再エネ設備や水素関連設備の導入、再エネ電力の利用など、事業内容に応じたエネルギー転換を進めましょう 		
◎ 持続可能なエネルギー社会の構築			
◎ 水素社会の実現			

2030年度に目指す姿

◆再エネ導入

精査中

◆水素ステーション

精査中

◆再エネ・水素(関連産業)

精査中

◆再エネ・水素(関連研究)

精査中

第3章 緩和策の推進に関する取組

59

1 温室効果ガスの排出抑制対策

(8) エネルギー分野の取組（県の取組）

■ 再生可能エネルギー等の最大限の活用

◆ 再エネの導入拡大

機運醸成 実践拡大

<太陽光発電>

県内で生み出された再エネ電気を県内企業等が利用できるよう、再エネの地産地消の取組を進めます。また、環境負荷の軽減や災害時の電源確保などの観点も踏まえた自家消費型発電設備の導入を促進します。さらに、次世代の国産技術として期待されるペロブスカイト太陽電池について、県内への普及に向けた取組を進めます。

<風力発電>

福島新エネ社会構想に基づき整備を進めてきた、共用送電線に連系する陸上風力発電の着実な整備を促進するとともに、新たな案件の組成に取り組みます。また、洋上風力の活用に向けては漁業との共生等を前提に検討していきます。

<水力発電・地熱発電>

小水力発電について、公共施設等への導入を推進します。また、地熱発電についても、温泉資源や自然環境の保護との両立を図りながら活用を推進します。

<木質バイオマスエネルギーの活用、熱利用の高度化>

間伐材等の未利用材やバーク等を木質バイオマスとして活用するなど、森林資源の有効活用と木材産業の活性化等に向けた取組を推進します。

また、一般家庭や公共施設等における熱利用や発電等、幅広い分野での木質バイオマス（チップ、ペレット等）利用を促進します。

写真又は図を追加予定

第3章 緩和策の推進に関する取組

60

1 温室効果ガスの排出抑制対策

■ 再生可能エネルギー等の最大限の活用

◆ 再エネ関連産業の集積

機運醸成 実践拡大

<再エネ関連産業の育成・集積に向けた支援体制>

「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現に向け、国内外から再エネ関連企業を誘致するとともに、国立研究開発法人 産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所（以下「FREA」という。）やエネルギー・エージェンシーふくしまなど、産学官金の連携による一体的・総合的な支援を通して、再エネ関連産業の育成・集積を推進します。

<再エネ関連技術開発・事業化の推進>

FREAを始め、関係機関と連携を図りながら、国内外の市場のニーズに応じた技術開発や製品開発等に対する支援を行うとともに、エネルギー・エージェンシーふくしまによる伴走支援など、技術開発・事業化を推進します。

<再エネ関連産業を担う人材の育成>

関係機関と連携を図りながら、未来の再エネ関連産業分野を担う高校生・大学生等から即戦力である企業人まで人材育成に向けた取組を推進します。

<再エネ関連分野における販路拡大>

企業が有する関連技術や製品等の情報の収集・発信や、商談、企業間交流の機会の提供など、県内企業の販路拡大を推進します。

<再エネ関連分野における海外展開>

欧州の再エネ先進地であるドイツ・NRW州等と締結した覚書による信頼関係の下、関係機関と連携しながら、県内企業の海外進出や事業拡大に向けた取組を推進します。

<再エネ等関連産業の更なる推進>

県内企業の新規参入や事業拡大に向けた機運醸成、県民の理解促進を図るなど、関連産業の更なる推進に向けた取組を実施します。

写真又は図を追加予定

第3章 緩和策の推進に関する取組

61

1 温室効果ガスの排出抑制対策

■ 再生可能エネルギー等の最大限の活用

◆ 持続可能なエネルギー社会の構築

機運醸成 実践拡大

<FIT・FIPに頼らない自立的な普及>

公共施設等を中心としたスマートコミュニティの構築に向けた検討の支援、自家消費や地産地消型の再エネの導入促進等に取り組みます。

<再エネと地域との共生>

再エネの導入を進めるに当たっては、再エネの種別や規模にかかわらず、関係法令やガイドライン等を遵守し、地元の理解の下、安全や環境、景観に十分配慮し、実施されることが重要であることから、引き続き、国や市町村と連携しながら、地域と共生した再エネの導入を推進します。

<災害時対応>

再エネ発電設備の所有者等に対し、再エネ発電設備の自立運転機能の追加や、防災コンセントの設置について周知を行います。また、災害の未然防止や発災した場合の早期対応について周知や啓発に取り組みます。

<産地価値・環境価値の見える化>

「県産再エネ利活用拡大事業」を実施し、県産再エネの産地価値・環境価値の見える化を図ります。

<地域主導による再エネ>

地域主導の再エネ事業の支援や地域主導の仕組みづくり、再エネの理解促進、再エネ導入拡大による復興の加速化など、地域主導による再エネを推進します。

写真又は図を追加予定

第3章 緩和策の推進に関する取組

62

1 温室効果ガスの排出抑制対策

■ 再生可能エネルギー等の最大限の活用

◆ 水素社会の実現

機運醸成 実践拡大

<水素を「つくる」>

関係省庁や民間事業者のほか、福島大学、FREAを始めとする研究機関等と連携し、地域資源等を活用した水素の製造に関する取組を推進するとともに、FH2Rを核とした水素サプライチェーンの構築を推進します。

<水素を「はこぶ・ためる」>

水素を需要家が安定的に利用できるよう、水素配送車両等の導入や水素の配送を支援するとともに、水素貯蔵技術の開発等を促進するなど、水素供給体制の強化を図ります。

<水素を「つかう」>

国の「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」に選定されたことなどを踏まえ、水素ステーションの整備や燃料電池モビリティの導入に対する支援等を通じ、モビリティ分野での水素利用を推進します。

また、企業等による水素エネルギー利用技術の開発や実証、水素ボイラーや水素バーナー等の導入の支援を通して、工場等における水素の産業利用を推進します。さらに、商業施設や公共施設において施設や地域の特性に合わせた水素の民生利用を推進します。

<水素関連産業の育成・集積>

福島大学等の研究機関と連携を図りながら、県内企業の技術力向上、事業化・製品化に向けた技術開発等を支援するとともに、エネルギー・エージェンシーふくしまを核とした、県内企業のネットワーク構築、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開の支援を通して、再エネ・水素関連産業の育成・集積を推進します。

<水素関連産業を担う人材の育成>

FREAや大学等の研究機関、テクノアカデミーと連携を図りながら、水素関連の人材育成に向けた取組を推進するとともに、未来の水素関連産業分野を担う高校生・大学生等に対する興味や関心の喚起、知見の取得の促進に向けた取組を進めます。

<水素に係る規制緩和>

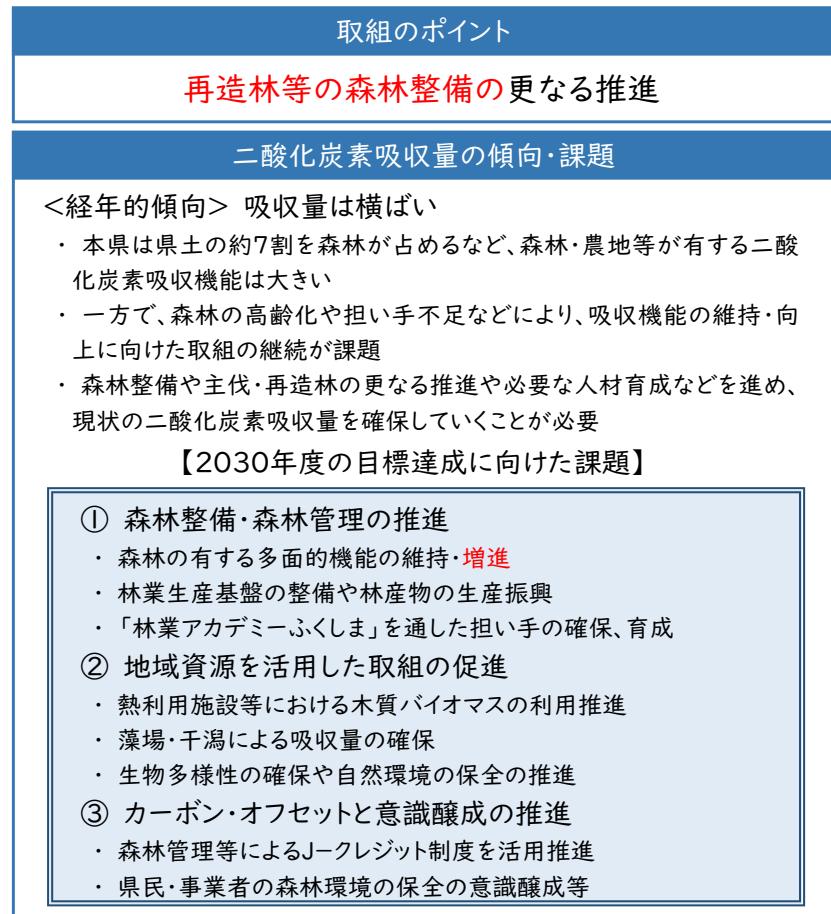
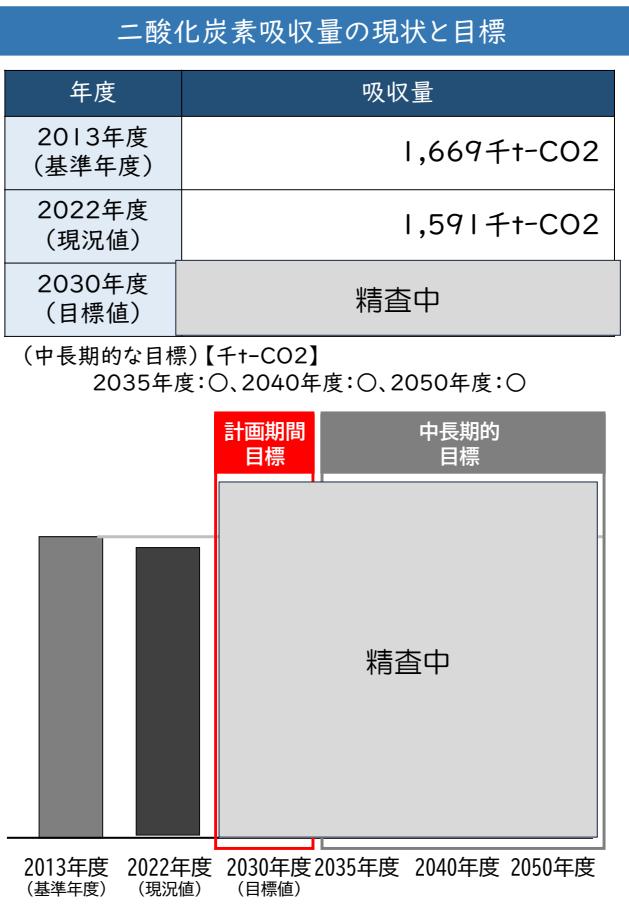
現行規制では水素貯蔵量の上限が低く設定されており、街中の水素需要に応える十分な水素を貯蔵することが困難な状況下において、県が国家戦略特区（新技術実装連携“絆”特区）に指定されたことを踏まえ、関係省庁主導の下、建築基準法の用途制限における圧縮水素貯蔵量上限の緩和に関する検討を進めます。

第3章 緩和策の推進に関する取組

63

2 温室効果ガスの吸収源対策

二酸化炭素吸収源対策



第3章 緩和策の推進に関する取組

64

2 温室効果ガスの吸収源対策

県の施策	各主体に期待される役割		国の取組
	事業者(県民)	市町村	
【二酸化炭素吸収源対策】			
◎ 適正な森林整備・森林管理等の推進	<県民> ・ 森林が有する二酸化炭素吸収機能や生物多様性保全の重要性について理解を深め、森林環境の保全に関心を持ちましょう	<市町村> ・ 地方公共団体実行計画(区域施策編)等に基づき、森林整備・森林管理を計画的に推進します	・ 適切な森林の整備
◎ 林業担い手の確保・育成		・ 森林整備・里山保全等を通じて、地域における二酸化炭素吸収源の確保を進めます	・ 保安林、自然公園等の適切な管理・保全等の推進
◎ 都市緑化の推進	・ 地域で行われる森林整備や里山保全、海岸清掃等の環境保全活動に積極的に参加しましょう	・ 森林組合、事業者等と連携し、J-クレジット制度等を活用した森林吸収量の見える化・価値化に取り組みます	・ 木材利用の促進
◎ 地域資源を活用した取組の促進	・ 県産材の利用や木製品の選択など、森林資源の循環に貢献する行動を心がけましょう	・ 森林環境学習や自然体験活動の機会を提供し、住民の森林環境保全への意識醸成を図ります	・ 農地土壤炭素吸収源対策
○ 種苗の安定供給に向けた生産体制の確立	・ 森林環境学習や自然体験活動への積極的な参加しましょう		・ 都市緑化等の推進
○ カーボン・オフセットの推進	<事業者・団体> ・ 事業活動において、J-クレジット制度等を活用した森林由来クレジットの創出・活用やカーボン・オフセットの取組を進めましょう		・ ブルーカーボンその他の吸収源に関する取組
○ 藻場・干潟による吸収量の確保	・ 森林整備や木質バイオマス利用などを積極的に推進しましょう		
◎ 農業分野における温室効果ガス排出削減対策の推進	・ 森林整備や木質バイオマス利用などを積極的に推進しましょう		
○ 意識醸成と理解促進	・ 林業分野における人材育成や担い手確保の取組に協力しましょう		
○ 国立公園・国定公園等の自然公園の管理	・ 社内教育や情報発信を通じて、森林資源の重要性や生物多様性保全への理解を深め、機運醸成を図りましょう		
○ 気候変動対策と生物多様性保全のシナジーの強化			

第3章 緩和策の推進に関する取組

65

2 溫室効果ガスの吸収源対策

二酸化炭素吸収源対策（県の取組）

◆ 適正な森林整備・森林管理等の推進

<森林の有する多面的機能の維持・増進>

森林計画制度に基づく適正な伐採、再造林等の取組の促進を図ります。また、保安林の指定により、水源の涵養や土砂災害の防備等が期待される森林の保全と適切な森林施業を推進するほか、森林の適正な管理に努めます。さらに、ふくしま森林（もり）づくり県民税などを活用し、伐採跡地における再造林や荒廃が懸念される森林の整備を推進します。

<産地の生産力強化>

森林経営計画に基づく計画的な施業により適切な森林整備を進め、集約化による効率的な施業や素材生産の拡大等を促進する等、林業生産性の向上と低コスト化を推進します。

<林業生産基盤の整備>

森林整備のための林内路網整備を進めるとともに、高性能林業機械の導入や木材加工流通施設の整備を支援し、県産材の安定供給体制の整備を進めます。

<林産物の生産振興>

主伐後の再造林を計画的に進め、人工林の齢級構成を標準化し、森林の若返りやバランスのとれた森林資源への誘導を図ります。

<快適で安全な農山漁村づくり>

基幹的な林道の整備のほか、里山林の林縁部の刈払い等による鳥獣被害対策、治山施設や森林の整備を推進するなど、安全で安心な農山漁村づくりを推進します。

<東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化>

森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を一体的に進める取組を支援します。

◆ 林業担い手の確保・育成

林業事業体の経営基盤の強化や就労環境の向上、人材育成を行うための新たな林業研修「林業アカデミーふくしま」の開講により、地域林業の核となる担い手の育成や次代を担う新規林業就業者の確保・育成に取り組みます。

◆ 都市緑化の推進

都市公園の適切な維持管理を実施し、都市緑化の保全を推進します。

◆ 地域資源を活用した取組の促進

森林整備に伴い発生する未利用材等の木質バイオマスを安定的に供給するため運搬に係る経費を支援するとともに、熱利用施設等における木質バイオマスの利用を推進します。

2 溫室効果ガスの吸収源対策

◆ 種苗の安定供給に向けた生産体制の確立

成長に優れたエリートツリーの安定供給に向け種苗生産体制を確立し、二酸化炭素の吸収作用の強化を推進します。

◆ カーボン・オフセットの推進（一部再掲）

国のJ-クレジット制度を活用し、適切な森林管理などの取組により創出された温室効果ガス吸収量を環境価値としてクレジット化する取組を推進します。また、ブルーカーボンなどのクレジット化についても、国や市町村、事業者の取組の情報を収集し、施策展開の参考とします。

◆ 藻場・干潟による吸収量の確保

漁業者による食害生物の駆除や海藻の設置などの活動を支援し、多面的機能を有する藻場・干潟の機能保全を図ります。

◆ 農業分野における温室効果ガス排出削減対策の推進（一部再掲）

環境負荷低減事業活動に取り組む事業者の認定のほか、炭素貯留効果の高い堆肥・緑肥・炭の施用などの取組に対する支援を通して、地球温暖化防止に効果の高い営農活動を推進します。

◆ 意識醸成と理解促進

木の良さや県産材を利用することの意義に関する普及啓発、森林環境学習の機会の提供などを通して森林環境の保全や森林を守り育てる意識の醸成等を図ります。

◆ 国立公園・国定公園等の自然公園の管理

野生動植物の生息・生育環境に配慮した施設の整備やマイカー規制の実施等、人の活動が与える自然への負荷を最小限化するとともに、登山道周辺の裸地化している箇所の植生復元や野生鳥獣による貴重な植物の食害対策等を積極的に行い、生物多様性の確保と自然環境の保全を推進します。

◆ 気候変動対策と生物多様性保全のシナジーの強化

森林や沿岸生態系を始めとする自然生態系の吸収源対策としての機能を発揮させるため、自然公園などの保護地域の拡張と鳥獣対策や水環境保全活動等による自然環境保全の推進のほか、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理により自然生態系を健全な状態に保全します。

2030年度に目指す姿

◆ 森林吸収量

精査中

◆ もみ殻燻炭

精査中

第4章 適応策の推進に関する取組

68

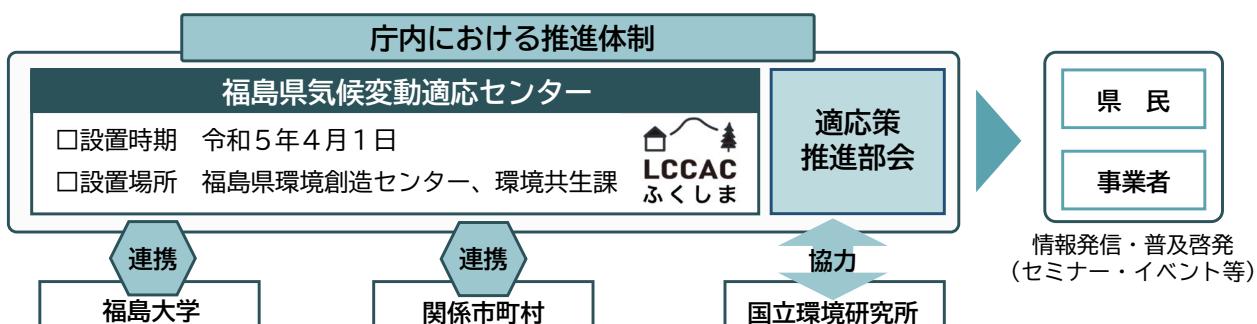
第4章 適応策の推進に関する取組

はじめに

- ◇ 本章では、自然災害・沿岸域、健康、農林水産業、自然生態系、水環境・水資源、経済・産業活動、国民生活・都市生活の各分野における気候変動による影響や将来予測を示すとともに、その影響に備える適応策の主な取組を示します。
- ◇ 気候変動影響への適応には、「県の取組」及び「国の取組」の推進が必要です。このため、本章では、まず「県の取組」と「国の取組」の主な方向性を整理した上で、「県の取組」について具体的な方策を示します。
- ◇ 「福島県カーボンニュートラル条例」では、水害、土砂災害等への対策、熱中症、感染症等への対策、農林水産物の栽培技術等への対策を重点事項としています。そのため、「県の取組」では、自然災害・沿岸域、健康、農林水産業に関する取組を重点的に示します。

適応策の推進体制

- 気候変動適応法第13条に基づき設置した気候変動適応策の推進等のための拠点である「福島県気候変動適応センター」を中心に、研究機関や大学、市町村とも連携し、気候変動の影響及び適応に関する情報収集、分析を行います。
- また、福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」の展示のほか、**教育の支援**等を通じて県民、事業者へ情報発信等を行い、気候変動への影響やその適応策についての理解醸成と実践拡大を図ります。



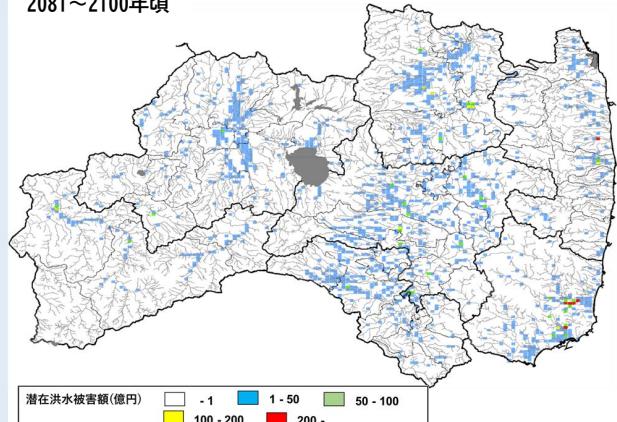
気候変動の影響への適応策

(1) 自然災害・沿岸域分野

◆ 現状・将来予測

- 気象庁の調査では、2015~2024年の平均における、東北地方の1時間降水量30mm以上の極端な大雨の年間発生回数は、1979~1988年の平均と比較して約1.9倍と大幅に増加しています。
- また、2025年2月の日本海側を中心とした大雪について、地球温暖化によって7日間積算降雪量が約6%増加したことを文部科学省と気象庁が発表しています。
- 「福島県の気候変動と影響の予測」では、このまま気候変動対策を講じない場合、2081~2100年頃において、河川周辺の市街地では洪水のリスクが高まり、洪水発生による被害が甚大になることが予測されています。

2081~2100年頃



出典：福島県の気候変動と影響の予測

取組の方向性

◆ 国の取組の方向性（適応策の基本的な考え方）

河川	流域治水の推進やグリーンインフラの活用 等
山地	リスクの高い流域における事前防災対策 等
沿岸	ハード・ソフト施策による多重防御への転換 等

◆ 県の取組

- 流域治水による洪水対策の推進
- 山地における土砂災害対策の推進
- 大雪に対する取組の推進
- 海岸保全施設等の整備
- 県民の防災意識の向上

第4章 適応策の推進に関する取組

70

気候変動の影響への適応策

(1) 自然災害・沿岸域分野（県の取組）

◆ 流域治水による洪水対策の推進

<流域治水>

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対し、堤防整備などの対策をより一層加速させるとともに、集水域から氾濫域にわたるあらゆる関係者で流域治水を進めます。

<ハード・ソフト両面からの対策>

河川改修、防災重点農業用ため池の改修・修繕等のハード対策と、雨量・水位等の情報を提供するシステムの維持管理、浸水想定区域の見直し、ハザードマップの作成支援等による地域住民への啓発活動等のソフト対策の両面で一貫的に水災害対策を推進します。

◆ 山地における土砂災害対策の推進

治山施設整備を推進し、森林の持つ多面的機能を維持するとともに、台風等の気象災害を受けた森林整備等を支援することにより、山地災害の未然防止に努めます。

また、砂防堰堤や流木止め等の整備により、河道への土砂の多量流出や異常堆砂を抑制し、氾濫防止の取組を推進します。

◆ 大雪に対する取組の推進

気候変動に伴い短期間に集中的に発生する大雪に対し、道路除雪の体制の強化に取り組みます。

◆ 海岸保全施設等の整備

津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、背後地の保全、防災緑地や海岸防災林の整備に取り組みます。

◆ 県民の防災意識の向上

気候変動の影響により、大雨等の気象災害が激甚化・頻発化していることから、災害時の適切な避難行動を日頃から考える「マイ避難」推進講習会の開催や地域防災センターによる地区防災計画の策定支援、小売店での防災啓発活動の実施により、自らの命を守る行動を推進します。

さらに、災害教訓の継承及び「自ら命を守る力」を育むため、小学生から高校生の若い世代を対象とした防災出前講座を実施するほか、位置情報等を利用した県民の適切な避難行動につながる情報発信や一人一人の状況に合った避難計画の作成等ができる福島県防災アプリの活用により、災害時の円滑な避難を推進します。

活動指標

指標名	目標 (2030年度)	現況値 (年度)
◆ 流域治水の取組において、洪水時の住民避難を促す洪水浸水想定区域図の策定が必要な440河川の作成率	100%	54.1% (2024年度)
◆ 土砂災害警戒区域等指定率	100%	94.8% (2024年度)

第4章 適応策の推進に関する取組

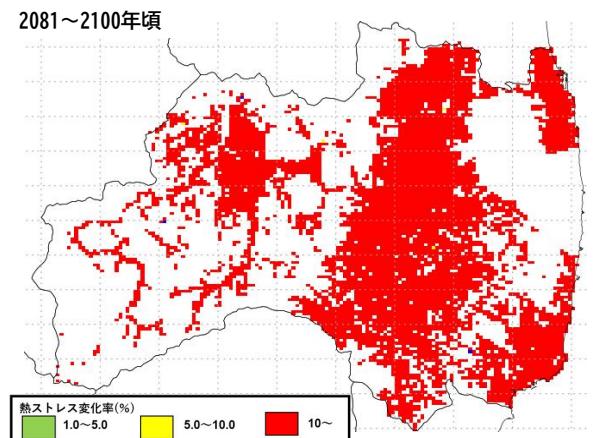
71

気候変動の影響への適応策

(2) 健康分野

◆ 現状・将来予測

- 2025年5月から9月の全国の熱中症搬送者数は過去最多の100,510人となり、調査を開始した2008年以降で、最も多い搬送人員となりました。
- 本県の2025年5月から9月の熱中症搬送者数は1,695人であり、過去最多であった2023年の1,840人に次ぎ過去2番目の多さとなっており、より一層、熱中症対策を進めていく必要があります。
- 「福島県の気候変動と影響の予測」では、このまま気候変動対策を講じない場合、2081～2100年頃において、熱ストレスによる死者数が全県的に10%以上増加することが予測されています。



出典：福島県の気候変動と影響の予測

取組の方向性

◆ 国の取組の方向性（適応策の基本的な考え方）

暑熱	国、地方公共団体、産業界、各種団体及び国民の各主体が一体となった熱中症対策等
感染症	感染症の発生動向の把握と科学的知見の集積 等

◆ 県の取組

- 热中症対策の推進
- 感染症対策の推進
- その他の健康影響への対策の推進
- 気候変動対策に関する将来推計・要因分析等の研究の実施

第4章 適応策の推進に関する取組

72

気候変動の影響への適応策

(2) 健康分野（県の取組）

◆ 热中症対策の推進

<熱中症対策の普及啓発>

熱中症対策の普及啓発を早期から実施するとともに、テレビ、ラジオ等の広報を活用しながら、暑熱順化などを踏まえ適切な時期を捉えた情報発信を実施し、正しい知識の普及啓発を図ります。

また、熱中症特別警戒アラート発表時の連絡体制を整備し、実際に熱中症特別警戒アラートが発表された場合には市町村や関係機関に対して円滑に情報を伝達します。

<学校活動における熱中症対策>

学校における熱中症事故防止と熱中症発生時の対応等をまとめた「福島県熱中症対策ガイドライン」を活用し、学校生活での熱中症対策を促進します。

<農業従事者に対する熱中症対策>

農作業安全の啓発活動と併せて、熱中症の注意喚起や対策の呼びかけにより、農業従事者に対する熱中症対策を推進します。

<ふくしま涼み処の利活用>

猛暑の際に県民が休憩できる本県独自の避暑施設として、公共施設・民間施設の協力により設置している「ふくしま涼み処」について、利活用の促進及び普及拡大を図ります。

◆ 感染症対策の推進

蚊が媒介するデング熱等の感染症予防のため、蚊の生息状況の調査等を実施します。

◆ その他の健康影響への対策の推進

大気中の光化学オキシダント濃度等の常時監視や事業者への協力要請を通じて、健康被害発生の未然防止を図ります。

◆ 気候変動対策に関する将来推計・要因分析等の研究の実施

第2期環境創造センター調査研究計画に基づき、様々な分野に関する気候変動影響の把握に取り組みます。

活動指標

指標名	目標 (2030年度)	現況値 (年度)
◆ 热中症搬送者数 (6月～9月)	減少を目指す	1,628人 (2025年度)
◆ ふくしま涼み処設置数	増加を目指す	1,502施設 (2025年度)

第4章 適応策の推進に関する取組

73

気候変動の影響への適応策

(3) 農林水産業分野

◆ 現状・将来予測

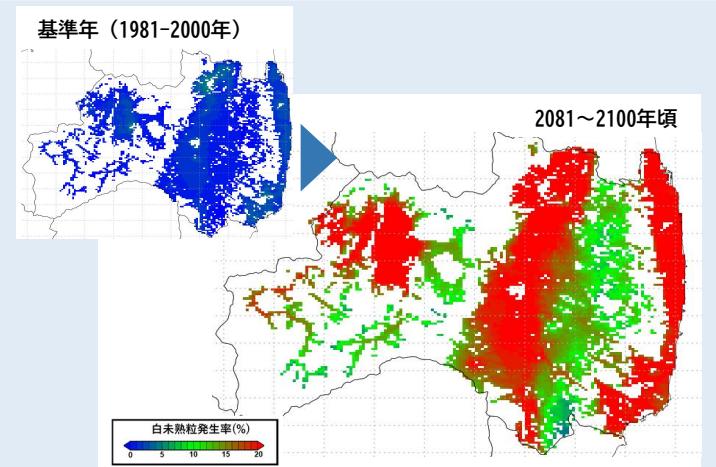
- 水稻について、2023年度における本県の一等米比率は、例年と比較して大きく低下しました。

【2024年度:88.1%、2023年度:76.3%、

2022年度:95.2%、2021年度:94.7%】※農林水産省資料参照

- 「福島県の気候変動と影響の予測」では、このまま気候変動対策を講じない場合、2081～2100年頃において、県内の平野、盆地部で米の白未熟粒発生率が約20%増加することが予測されています。

- 2023年度、2024年度の県内のりんご(ふじ)について、着色に必要となる果皮中アントシアニン含有量が平年と比較し低い結果となりました。



出典：福島県の気候変動と影響の予測

取組の方向性

◆ 国の取組の方向性(適応策の基本的な考え方)

農業	水稻の高温耐性品種の導入、りんご等の優良着色系品種への転換、露地野菜・花きの高温条件に適応する品種や栽培技術の導入、農村における災害のハード・ソフト対策 等
林業	生育環境の変化を含めた気候変動に対する影響評価 等
水産業	漁場予測や資源評価の高精度化による順応的な漁業生産活動 等

◆ 県の取組

- 農業における気候変動対策の推進
- 林業における気候変動対策の推進
- 水産業における気候変動対策の推進

第4章 適応策の推進に関する取組

74

気候変動の影響への適応策

(3) 農林水産業分野(県の取組)

◆ 農業における気候変動対策の推進

<水稻>

生産者と関係者が一体となり、高温耐性のある品種の導入や気候変動に適応する生産技術の導入の促進等の取組を推進します。

<野菜、果樹、花き>

気候変動や極端な気象現象による農林水産物への影響を評価・予測するとともに、高温の影響を受けにくい品種の導入や気候変動に適応する生産技術の導入を促進します。

また、りんごでは優良着色系統品種の導入を促進し、気候変動による着色不良に対応するとともに、防霜ファンなどによる降霜や、多目的防災網などによる降ひょう等の被害低減に努めるほか、先端技術を活用した花きの主要品目の気候変動や需要時期に対応できる生産技術の確立により、生産の拡大を推進します。

<麦、大豆、飼料作物等>

暖冬による生育ステージ前進化や生育異常等に対応した栽培技術管理や品種の選定を推進します。

<病害虫>

病害虫の分布域の変化予測、発生予測システムの構築により、効果的・効率的な防除を推進するとともに、病害虫調査や防除方法に関する試験研究に取り組みます。

<農村>

農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるため、農業生産活動の維持や地域ぐるみで持続的に取り組む農地等の保全管理等を支援します。

◆ 林業における気候変動対策の推進

気候変動に対応する特用林産物の安定供給体制づくりを支援します。

◆ 水産業における気候変動対策の推進

海洋観測等による環境変化の把握及び漁海況予測の高度化などを推進するとともに、サケの種苗放流による資源の維持を図る取組等を支援します。

活動指標

指標名	目標 (2030年度)	現況値 (年度)
◆ 地球温暖化等の気候変動に対応した農産物の生産技術の開発件数	累計10件以上 ※目標値の見直しを検討中	27件 (2024年度)
◆ 地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合	57%	54% (2024年度)

第4章 適応策の推進に関する取組

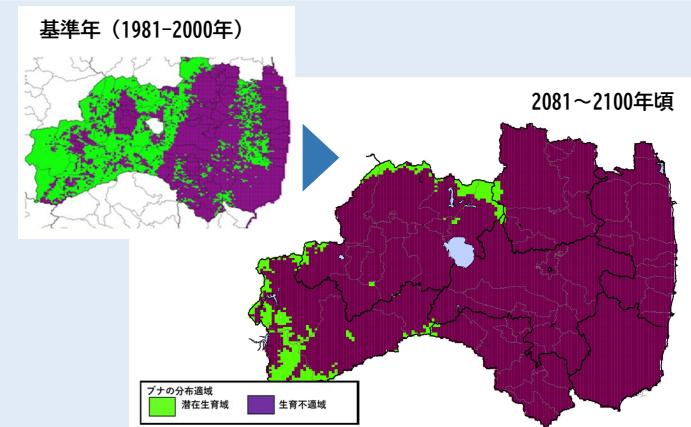
75

気候変動の影響への適応策

(4) 自然生態系分野

◆ 現状・将来予測

- 気候変動に伴い、植物種が変化することによる生物多様性への影響が懸念されるほか、全国でニホンジカやイノシシの分布が拡大していることが報告されています。
- 「福島県の気候変動と影響の予測」では、このまま気候変動対策を講じない場合、2081～2100年頃において、県内のブナの生育不適域が拡大することが予測されています。
- また、積雪量の減少などによりニホンジカやイノシシ等の生息域の拡大や生息域の増加が予測されており、農林業等への被害の拡大が懸念されます。



出典：福島県の気候変動と影響の予測

取組の方向性

◆ 国の取組の方向性(適応策の基本的な考え方)

陸域生態系	生物多様性の保全に資する地域等による国土全体での生態系ネットワークの形成 等
沿岸生態系	気候変動に対する順応性の高い健全な生態系の保全・再生 等

◆ 県の取組

- 野生鳥獣との共生に向けた取組の推進
- 生物多様性に関する気候変動対策の推進
- 気候変動対策に関する将来推計・要因分析等の研究の実施

第4章 適応策の推進に関する取組

76

気候変動の影響への適応策

(4) 自然生態系分野(県の取組)

◆ 野生鳥獣との共生に向けた取組の推進

<特定鳥獣の計画的な保護管理の強化>

イノシシやニホンジカ等の特定鳥獣について、気候変動の影響等により本県での生息域が広がっていることから、継続した生息調査を行うとともに、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適切な管理目標を設定・評価・見直しすることにより、計画的な管理を強化していきます。

また、気候変動によるイノシシやニホンジカ等の生息域拡大への対応に向けて、地域ぐるみでの効果的な鳥獣被害防止対策を推進するため、市町村と連携した研修会の開催等により、地域で中心的な役割を担う人材の確保・育成を推進します。

◆ 生物多様性に関する気候変動対策の推進

生物多様性に配慮したカーボンニュートラルの取組を進めるとともに、県土の30%以上を保護地域等として保全することで、生物多様性の保全・回復を図りネイチャーポジティブの実現を目指します。

また、生物多様性の恵みの持続可能な利用を前提とした県民生活の向上のために、人間の幸福と生物多様性保全を両立させる自然を活用した解決策(NbS)を進めます。

◆ 気候変動対策に関する将来推計・要因分析等の研究の実施(再掲)

第2期環境創造センター調査研究計画に基づき、様々な分野に関する気候変動影響の把握に取り組みます。

写真又は図を追加予定

活動指標

指標名	目標 (2030年度)	現況値 (年度)
◆ イノシシ、シカの年間捕獲頭数(県、国、市町村等が捕獲したイノシシ、シカの年間捕獲頭数)	イノシシ 25,000頭 以上最大限	イノシシ 14,079頭 (2024年度)
	シカ 1,400頭 以上最大限	シカ 3,472頭 (2024年度)
◆ 野生鳥獣による農作物の被害額	90,000千円	139,593千円 (2023年度)

第4章 適応策の推進に関する取組

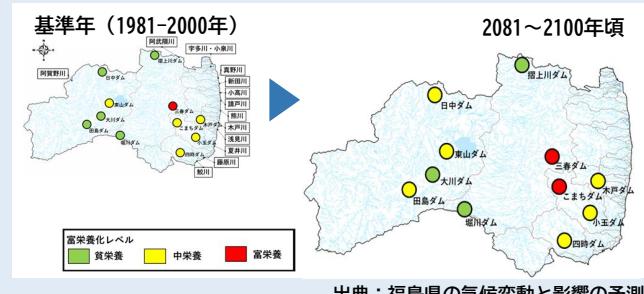
77

気候変動の影響への適応策

(5) 水環境・水資源分野

◆ 現状・将来予測

- 気候変動による気温上昇に伴い、県内の湖沼、ダム湖等において植物プランクトン増加による富栄養化が原因となる水質の悪化が懸念されています。
- 「福島県の気候変動と影響の予測」では、このまま気候変動対策を講じない場合、2081～2100年頃において、県内的一部のダムが富栄養化することが予測されています。



取組の方向性

◆ 国の取組の方向性（適応策の基本的な考え方）

水環境	気候変動に伴う水質等の変化に対する水質保全対策の推進 等
水供給	渇水対応タイムラインの策定促進、地下水マネジメントの推進 等

◆ 県の取組

- 水環境に関する気候変動対策の推進
- 水資源に関する気候変動対策の推進
- 気候変動対策に関する将来推計・要因分析等の研究の実施

（県の取組）

◆ 水環境に関する気候変動対策の推進

水質汚濁防止法に基づく公共用水域等の水質監視等を実施し、水質保全対策を推進します。

◆ 水資源に関する気候変動対策の推進

関係機関との綿密な情報共有等により、渇水時又はそのおそれのある場合に、**必要な対策の実行について利水者と調整を図ります。**

第4章 適応策の推進に関する取組

◆ 気候変動対策に関する将来推計・要因分析等の研究の実施（再掲）

第2期環境創造センター調査研究計画に基づき、様々な分野に関する気候変動影響の把握に取り組みます。

活動指標

指標名	目標（2030年度）	現況値（年度）
◆ 水環境基準達成率 (河川・湖沼・海域のBOD又はCOD)	上昇を目指す	87.5% (2024年度)

78

気候変動の影響への適応策

(6) 産業・経済活動分野

◆ 現状・将来予測

- 将来、気候変動の影響により水災害リスクの増加や激甚化が予測されていることから、事業継続計画（BCP）の策定、浸水対策、サプライチェーンの確保など、産業活動の安定化につながる取組の計画的な実施が重要です。

- 水災害が発生した場合には、サプライチェーンの寸断などによる企業の生産力低下や経済活動の停滞のほか、再エネ発電設備の被害による発電の停止などが発生します。

取組の方向性

◆ 国の取組の方向性（適応策の基本的な考え方）

産業・経済活動等	企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、BCM（事業継続マネジメント）やBCP（事業継続計画）の作成が必要 等
----------	---

◆ 県の取組

- 産業・経済活動に関する気候変動対策の推進
- 持続可能なエネルギー社会の構築
- 持続可能な観光の取組推進

（県の取組）

◆ 産業・経済活動に関する気候変動対策の推進

災害時等において、産業・経済活動の中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするため、「福島県事業継続計画（BCP）策定支援に関する協定」に基づき、県内事業者のBCP策定を支援します。

◆ 持続可能なエネルギー社会の構築（一部再掲）

<FIT・FIPに頼らない自立的な普及>

公共施設等を中心としたスマートコミュニティの構築に向けた検討の支援、自家消費や地産地消型の再エネの導入促進等に取り組みます。

◆ 持続可能な観光の取組推進（一部再掲）

経済・社会・環境の調和を目指す持続可能な観光の推進を通して、観光事業者を始めとする県内事業者における気候変動対策への意識醸成や実践の拡大を図ります。

活動指標

指標名	目標（2030年度）	現況値（年度）
◆ 事業継続計画（BCP）の策定支援件数 ※企業が災害等発生時に損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図るための計画策定を支援した件数	83件	65件 (2024年度)

第4章 適応策の推進に関する取組

79

(7) 国民生活・都市生活分野

◆ 現状・将来予測

- 令和元年東日本台風や令和5年台風13号は、停電や浸水・土砂災害等を引き起こし、水道や交通等の各種インフラ・ライフラインに大きな被害を与えました。
- 気候変動による将来の影響として、台風や高潮・高波等による発電施設への影響、河川の微細浮遊土砂の増加による水質管理への影響など、電気、水道等のインフラ・ライフライン等への影響が懸念されています。

取組の方向性

◆ 国の取組の方向性(適応策の基本的な考え方)

インフラ、ライフライン等

施設やシステムの強靭化に取り組むとともに、グリーンインフラの考え方を普及させ、その社会実装を推進 等

◆ 県の取組

- 水道施設に関する気候変動対策の推進
- 下水道施設に関する気候変動対策の推進

(県の取組)

◆ 水道施設に関する気候変動対策の推進

気候変動の影響により激甚化・頻発化する大雨や台風等の気象災害に対し、市町村等に対する国庫補助、交付金活用の支援を通じ、水道施設への耐災害性強化対策等の促進を図ります。

◆ 下水道施設に関する気候変動対策の推進

市町村における管渠及びポンプ等の整備や施設の耐水化促進に加え、県施設の耐水化も進めます。また、市町村の内水ハザードマップ作成に対し支援するなど、ハード・ソフトの両面から浸水対策に取り組みます。

第5章 本県ならではの取組

本県のカーボンニュートラル実現に向けた特色ある取組

この章では、県や県内において展開されている特色ある取組や先駆的な取組を紹介します。国と連携した施策や、国際機関等との連携による取組、地域ならではの取組を通じて、県民、事業者、市町村を中心に取組の裾野を広げ、県全体での脱炭素化を推進します。

会津地域

豊富な森林資源の活用など、
地域特性に応じた脱炭素化の取組

中通り地域

充実した再エネ等の研究・教育機能や
地域の自然資源を活かした取組

浜通り地域

温暖な気候特性も踏まえた
復興とともに進む脱炭素化の取組



本県のカーボンニュートラル実現に向けた特色ある取組

国際機関との連携

◆ イクレイ-持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会との連携

県内全域

県は2025年に「イクレイ-持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会」に加盟しました。イクレイは、持続可能な社会の実現を目指す全世界2,500以上の自治体で構成される国際ネットワークで、国内外の自治体のネットワークづくりや、国際会議やイベントにおける中間支援等を行っています。

イクレイへの加盟を通じ、カーボンニュートラルの実現や「ラムサール条約湿地」として登録された猪苗代湖の水質・生物多様性の保全を通じたネイチャーポジティブの実現などの地球規模の課題に対し、ネットワークや国際的知見を活用した取組を進めるとともに、国際会議などで本県の復興や脱炭素社会の実現、豊かな自然環境の保全の取組を世界に発信するなど、県の取組を強化していきます。



第5章 本県ならではの取組

◆ 海外再エネ先進地との連携

県内全域

県は震災以降、再エネ先進地であるドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン(NRW)州、ドイツ・ハンブルク州、スペイン・バスク州、デンマーク王国(駐日デンマーク王国大使館)等と、再エネ・水素分野における連携覚書を締結し、経済交流を行っています。

2023年には、知事がNRW州やハンブルク州、スペイン・バスク州を訪問し、各地域の州首相や大臣との会談を行うとともに、連携覚書を更新し、経済交流の継続・発展に取り組んでいます。また、エネルギー・エージェンシーふくしまは、ドイツNRW州やハンブルク州、スペイン・バスク州の産業支援機関と連携覚書を締結しており、海外での活動をフォローアップしながら、県内企業の海外進出や海外企業との連携を推進しています。

写真などを追加予定

84

本県のカーボンニュートラル実現に向けた特色ある取組

国家プロジェクトの推進

◆ 福島イノベーション・コースト構想

県内全域

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトとして、「福島イノベーション・コースト構想」を推進しています。本構想では、浜通り地域等において、重点分野に位置付けられる廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の各分野の具体化を進めるとともに、その実現に向けた産業集積や人材育成、交流人口の拡大、情報発信、生活環境の整備など多岐にわたる基盤整備に取り組んでいます。

◆ 福島国際研究教育機構

県内全域

福島イノベーション・コースト構想を更に発展させるとともに、福島を始め東北の復興を実現し、日本の科学技術力・産業競争力の強化に貢献する、世界に冠たる「創造的復興」の中核拠点として、福島国際研究教育機構(以下「F-REI(エフレイ)」)が2023年4月に設立されました。

F-REIは、研究開発、産業化、人材育成、司令塔の4つの機能を併せ持っています。そのうち研究開発では、福島ならではの優位性を発揮できる5つの研究分野の中に「エネルギー」が含まれ、既存の水素関連設備等を活用し、地域におけるカーボンニュートラル及び先駆的なスマートコミュニティに寄与するための研究などに取り組んでいます。

◆ 福島新エネ社会構想

県内全域

福島イノベーション・コースト構想におけるエネルギー分野の取組を加速し、福島復興の後押しを一層強化するため、県全体を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを目指す「福島新エネ社会構想」を2016年に策定しました。

本構想では、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会実現に向けたモデル構築」、「スマートコミュニティの構築」を柱として取組を推進しており、これまで、共用送電線事業に係る発電設備の大量導入や世界最大級の再エネ由来水素の製造施設であるFH2Rの開所などの主要事業が進捗しています。

現在は、構想改定後の第2フェーズ(2021~2030年度)として、「2050年カーボンニュートラルの実現」の目標の下、「再エネ」、「水素」について、これまでの取組を加速するとともに、多様な主体による導入拡大や社会実装への展開を目指した取組が進められています。

また、福島イノベーション・コースト構想とも連携を一層強化し、福島新エネ社会構想の実現に向けた各取組を更に加速するため、2023年以降、「加速化プラン」を策定・改定しながら更なる取組を推進しています。

第5章 本県ならではの取組

85

3 本県の現状・課題

【参考】福島新エネ社会構想実現に向けた取組（再エネ）

<再エネに関する取組>

- ・ 2016年10月に福島送電（株）が設立、2024年7月には総延長約86kmの共用送電線が完成し、太陽光発電所や風力発電所との連系が順次進められています。
- ・ 2024年9月、地域の木材等の有効活用に向けた動きとして、飯舘村内のバイオマス発電所が運転が開始されています。
- ・ 2025年3月、次世代の国産技術として期待されるペロブスカイト太陽電池の先行活用として、Jヴィレッジなど県内3カ所に設置されています。また、2025年度には、県内のモデル候補地を複数選定し、具体的な導入に向けた調査が開始されています。
- ・ 2025年4月から地域新電力の「大熊るるるん電力」が、近隣町村の再エネ由来非化石証書も活用しながら、町役場庁舎に再エネ100%の電力を供給しています。
- ・ 再エネに特化した研究拠点である産総研福島再生可能エネルギー研究所（FREA）を通じて、風力・太陽光等の設備を導入し、技術開発や人材育成等を進めています。
- ・ 太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの体制及び仕組みの構築に向け、産業廃棄物中間処理業者の認定・中間処理費用の支援等のモデル事業が実施されています。

写真などを追加予定

第5章 本県ならではの取組

参考:福島新エネ社会構想加速化プラン3.0（案）の概要（2025年9月福島新エネ社会構想実現会議）など

86

3 本県の現状・課題

【参考】福島新エネ社会構想実現に向けた取組（水素）

<水素に関する取組>

- ・ 2020年、浪江町で再エネを利用した世界最大級となる水素製造施設「福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）」の稼働が開始され、水素製造技術の確立等に向けた実証が進められています。
- ・ 2024年10月に日本エア・リキードが本宮市の大型商用モビリティ対応の水素ステーションにおいて、国内で初めて24時間365日営業を開始するなど、水素ステーションの整備が進められています。
- ・ 2025年2月、福島県と東京都は、モビリティ分野等における普及拡大、グリーン水素の活用促進、水素関連産業の振興等を図るため、水素社会の実現に向けた連携協定を締結し、相互に連携・協力した取組を進めています。
- ・ 2025年4月に住友ゴム工業白河工場に新たな水電解装置を導入し、工場内のタイヤ製造時の熱供給に利用する水素の供給を開始しています。
- ・ 2025年5月、国の「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」に福島を中核とする東北重点地域が選定され、運輸部門における水素利活用拡大の取組が進められています。また、県内の水素の配達費支援や水素を運ぶ設備・使う設備の導入支援が実施されています。

写真などを追加予定

第5章 本県ならではの取組

参考:福島新エネ社会構想加速化プラン3.0（案）の概要（2025年9月福島新エネ社会構想実現会議）など

87

本県のカーボンニュートラル実現に向けた特色ある取組

国と連携した取組の推進

◆ 福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定

県内全域

この協定は、本県の復興のため、ふくしまグリーン復興構想に基づく取組や、再エネ先駆けの地を目指した取組など、福島の特長を活かした未来志向の環境施策の推進に向けて連携協力して取り組むため、2020年に締結したものです。本協定に基づく取組を通じて、気候変動対策の推進を図ります。

<連携協力協定の内容>

- 1 「ふくしまグリーン復興構想」等の着実な推進
- 2 復興と共に進める気候変動対策の推進
- 3 循環経済を目指した環境施策の推進
- 4 本協定の効果的な実施に関する共通の事項

◆ ふくしまグリーン復興構想

県内全域

ふくしまグリーン復興構想は、東日本大震災の影響により減少した自然公園利用者の回復と交流人口の拡大を図り、福島県全体の復興に寄与するため、福島県の優れた自然環境の魅力向上や地域資源を活かした自然公園間の広域的な周遊の仕組みづくりを進めることにより、自然環境の保全と調和を図りながら適正な利用を促進し、交流人口の拡大を目指すため、県と環境省が共同で策定したものです。

本構想に基づくネイチャーポジティブやカーボンニュートラルの視点を踏まえた取組を通じて、本県の脱炭素社会の実現を目指します。

第5章 本県ならではの取組

<ふくしまグリーン復興構想(第2期)の柱と具体的な取組>

柱1:自然環境の保全と自然保護意識の醸成

調整中

柱2:自然公園の滞在環境等の上質化

調整中

88

本県のカーボンニュートラル実現に向けた特色ある取組

地域脱炭素化の取組推進

◆ 脱炭素先行地域(会津若松市)

会津地方

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向け、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロなどを地域特性に応じて先行的に実現する国の取組で、2025年度までに少なくとも100か所を選定することとしています。県内では、2023年4月に会津若松市が選定されています。

<会津若松市>

中核的エリアの「鶴ヶ城周辺エリア」、商業・物流施設の集積地である「会津アピオエリア」、住宅地を中心の「湊エリア」において、住宅や民間施設等への再エネ導入のほか、「会津エネルギー・アライアンス」による地域の再エネの安定的な供給体制の構築、EVの導入促進、デジタル地域通貨を活用した市民・事業者の行動変容の促進等、地域課題の解決にもつながる脱炭素化の取組を進めています。

写真などを追加予定

◆ 重点対策加速化事業(福島県)

県内全域

重点対策加速化事業とは、地域の脱炭素化を加速するため、再エネ導入や省エネ等の重点対策を国と地方が連携して集中的に実施するものです。県内では2025年度までに県のほか、喜多方市、南相馬市、浪江町、広野町が採択されており、地域特性を踏まえながら地域脱炭素の基盤づくりに向けた取組が進められています。

<福島県>

県では、ふくしまカーボンニュートラル実現会議の下、公共施設や事業者への省エネ・再エネ導入を通じて、地域脱炭素の基礎基盤づくりに取り組んでいます。特に、地域金融機関等と連携した「福島県地域脱炭素推進コンソーシアム」による中小企業等の脱炭素化の支援やJ-クレジットの創出、地域特性や地域資源を活用したZEHの普及など、全県的な実践拡大を進めています。

写真などを追加予定

本県のカーボンニュートラル実現に向けた特色ある取組

地域脱炭素化の取組推進

◆ 重点対策加速化事業(各市町村)

<南相馬市>

南相馬市では、地域エネルギー会社を通じ、公共施設に太陽光発電や蓄電設備等を配置した自営線マイクログリッドを構築し、再エネ自給率の向上と災害時のレジリエンス強化を図っています。また、個人・事業者向けの自家消費型太陽光発電設備拡大を推進しています。

浜通り地方

<広野町>

広野町では、地域エネルギー会社等と連携して役場庁舎、小・中学校、文化交流施設を始め、12の公共施設に太陽光発電設備や蓄電設備等を導入するとともに、これらを自営線でつなぐ「広野町マイクログリッド構想」により、再エネ自給率の向上と災害時のレジリエンス強化を推進しています。

浜通り地方

<浪江町>

浪江町では、浪江駅周辺を復興再生拠点として整備するに当たり、太陽光発電や蓄電池、水素燃料電池等の導入を進めるとともに、商業施設のZEB化や住宅のZEH化を推進しています。また、拠点内でのエネルギーの効率的な利用や、町内に立地する水素製造施設「FH2R」で製造された水素の活用、F-REI等との連携を通じて、再エネの地産地消と復興に資する脱炭素社会モデルの構築を進めています。

浜通り地方

第5章 本県ならではの取組

90

<喜多方市>

会津地方

喜多方市では、市民・事業者向け自家消費型太陽光発電設備の導入やオンサイトPPA(電力購入契約)方式による市有施設への太陽光発電設備導入などを進めています。また、HPA(熱購入契約)方式を活用した初期投資を要さない木質バイオマスボイラの導入により、二酸化炭素排出量削減と里山再生の取組を推進しています。

写真などを追加予定

本県のカーボンニュートラル実現に向けた特色ある取組

地域資源を活用した取組

◆ ゼロカーボンパーク(土湯温泉・高湯温泉)

中通り地方

環境省では、国立公園の脱炭素化を進めるとともに、サステナブルな観光地づくりを推進するため、国立公園に立地する利用施設において再エネの活用等に取り組むエリアを「ゼロカーボンパーク」として登録しています。県内では、磐梯朝日国立公園内の土湯温泉・高湯温泉(福島市)がゼロカーボンパークに登録されています。

ゼロカーボンパークの登録を通して、国立公園の利用拠点である土湯温泉・高湯温泉におけるサステナブルな観光地のPRや更なる取組の促進を図ることとしています。

<土湯温泉・高湯温泉のゼロカーボンパークの主な取組>

○ 再エネ、省エネ設備の導入

- 温泉熱を利用したバイナリー発電施設、砂防堰堤を利用した小水力発電施設の整備等

○ 温泉熱の再利用

- 高湯温泉旅館の排湯を利用した「無散水消雪道路」の整備等

○ その他

- 再エネを活用した充電スタンドの設置
- 旅館のプラスチック製品アメニティの竹製品へ切り替え
- 自然湧出、自然流下によるサステナブルな温泉利用、源泉の仕組み、効能を学ぶ体験学習ツアーや開催等



◆ 森林吸収クレジットの活用

県内全域

県内では、二酸化炭素吸収量をJ-クレジット等の制度を通じて見える化・価値化し、企業のカーボン・オフセットの取組と森林整備の実施を両立させる取組が進められています。

南会津町、三春町などでは、企業や自治体が連携し、森林整備による吸収量をクレジットとして活用する取組が行われているほか、西会津町森林組合や公益財団法人ふくしま緑の森づくり公社においても、企業と連携した森林由来J-クレジットの創出・活用が進められています。

これらの取組は、企業の脱炭素化を後押しするとともに、地域脱炭素化の推進や森林整備の促進、森林の多面的機能の発揮などにもつながることから、今後、県内各地への展開が期待されます。



第5章 本県ならではの取組

91

福島県環境創造センター／福島県気候変動適応センター

◆ 福島県環境創造センター

県内全域

福島県環境創造センターは、放射性物質によって汚染された環境の回復・創造に取り組むための総合的な拠点として、国のサポートの下、県が設置した施設で、県や国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）、国立研究開発法人国立環境研究所（NIES）、福島国際研究教育機構（F-REI）の4者が緊密に連携・協力して、「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の取組を進めています。

環境創造センターでは、気候変動対策に関する将来推計・要因分析等の調査研究や、交流棟「コミュタン福島」の展示物等を活用した、気候変動に関する理解促進を図るための展示や情報発信を県内外に向けて行っており、こうした取組を通じて、本計画の取組を推進します。



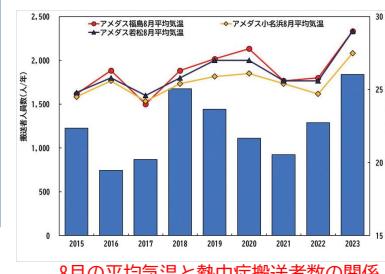
第5章 本県ならではの取組

◆ 福島県気候変動適応センター

県内全域

福島県気候変動適応センターは、気候変動とその影響への懸念が世界的に高まり、福島県でも記録的な高温や豪雨による災害が発生するなど、県民の身近な生活にもその影響が及んでいる中、こうした気候変動への影響やその適応策に関する情報の収集、分析及び提供並びに技術的助言を行うための地域の拠点として設置したもので、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応センター」として位置付けられています。

気候変動適応センターでは、国立環境研究所や福島大学を始め、様々な機関と連携協力して、気温上昇や降雨量の変化等の情報収集・整理や、それらに基づく県民生活への影響や将来予測の分析を進めているほか、セミナーやイベントを通じて県民・市町村等への情報発信を行っており、こうした取組を通して、本計画に基づく適応策を推進します。



第6章 事業者としての県の取組

94

ふくしまエコオフィス実践計画に基づく取組の推進

県における率先した取組

「福島県気候変動対策推進計画」の改定に併せ「ふくしまエコオフィス実践計画」も改定予定のため、取組内容の一部が変更となる可能性があります。

◆ 計画の方針

- 県が実施する環境保全活動についての理念や目標等を決定するための基本的な枠組みとして、「ふくしまエコオフィス実践計画」で定める環境方針のもと「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、県自らが環境に与える影響を常に認識し、「ふくしまエコオフィス実践計画」の目標達成に向け、取組を推進します。

取組の方向性

◆再エネの最大限の活用に向けた取組

- ・ 県が保有する建築物及び土地について、太陽光を始めとした再エネの最大限の導入を率先して計画的に実施します。



福島県環境創造センター

◆財やサービスの購入・使用に当たっての取組

・ 電動車の導入

公用車について、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については、順次電動車とし、2030年度までに全て電動車とします。



◆建築物の建築、管理等に当たっての取組

- ・ 建築物の整備においては、新築はもとより、改修においても断熱性能の向上や高効率機器の導入による消費エネルギーの削減とともに、太陽光などの再エネの活用を進め、ZEB化を推進します。



農業総合センター 農業短期大学校
屋外作業準備棟 Nearly ZEB
クリエイティブホール ZEB Ready

・ LED照明等の推進

LED照明や人感点灯センサー設置による電気使用量の削減を行います。

・ 再エネ電力調達の推進

2030年度までに調達する電力の60%以上を再エネとします。

第7章 施策の実施・進捗管理

96

計画に基づく施策の実施・進捗管理

(1) 計画に基づく施策の実施 (Do)

県は、毎年度、福島県気候変動対策推進計画に基づき、緩和策・適応策の区分や関係部門（産業部門、運輸部門、民生業務部門、民生家庭部門等）ごとに、具体的に実施する事業内容を、予算編成を踏まえて構築し、施策・取組を計画的かつ効果的に実施します。

(2) 実施状況の把握、評価・分析 (Check)

県は、毎年度、計画に基づき実施する施策・取組について、実施状況等を把握します。あわせて、「温室効果ガス排出量（総排出量及び部門別排出量）」を始め、緩和策において掲げる「2030年度までに目指す姿」及び適応策において設定した「活動指標」について、国の統計資料、関係機関公表データ、県の事業実績等を活用し、把握又は推計します。

また、得られた結果を基に、温室効果ガス排出量の推移や目標等の達成状況、地域特性を踏まえながら、本計画に基づく施策・取組について定期的に評価・分析を行います。

(3) 計画見直し (Action)

県は、計画について、進捗状況の把握、評価・分析の結果に加え、国の地球温暖化対策推進計画、気候変動適応計画等の改定や、県内外を取り巻く社会経済情勢、技術動向等の変化を踏まえ、必要に応じて施策・取組内容や指標などの見直しを行います。

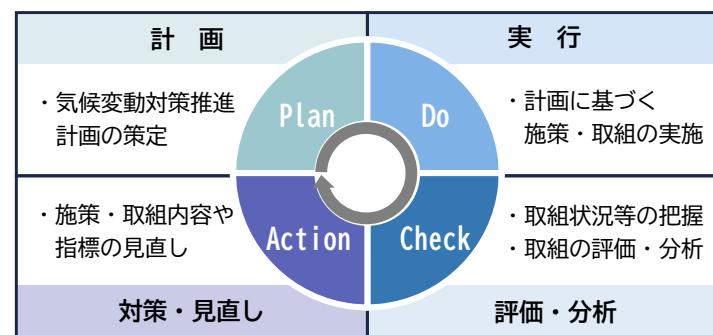
なお、見直しに当たっては、福島県環境審議会の意見を聴取します。また、福島県カーボンニュートラル条例第8条の規定に基づき、事業者、県民等から幅広く意見を求めます。

(4) 実施状況の公表

県は、福島県カーボンニュートラル条例第9条に基づき、本計画に定める気候変動対策の実施状況を取りまとめ、公表します。

また、気候変動問題への理解が深まり脱炭素につながる取組が拡大するよう、分かりやすい資料を公表していきます。

<PDCAサイクルによる計画推進のイメージ>



※参考（福島県カーボンニュートラル条例（抜粋））

第8条第3項 知事は、気候変動対策推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く事業者、県民等に意見を求めるものとする。

※ 気候変動対策推進計画の変更についても準用

第9条 知事は、毎年、気候変動対策推進計画に基づく気候変動対策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。